

# 官報

昭和五十二年二月二十二日

## ○第八十回 参議院會議録第五号

昭和五十二年二月二十二日(火曜日)

午後六時五十三分開議

### ○議事日程 第五号

昭和五十二年二月二十二日

午後三時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

### ○本日の會議に付した案件

一、北海道開発審議会委員の選挙

一、日程第一

一、昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)

一、昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)

一、昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号(第1号)外二件

この際、欠員中の北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○井上吉夫君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○久保亘君 私は、ただいまの井上君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 井上君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に岩本政一君、町村金五君を指名いたします。

○議長(河野謙三君) 日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、人事官に愛川重義君を、国家公安委員会委員に池田潔君を、中央社会保険医療協議会委員に岡崎寺次郎君を、

航空事故調査委員会委員長に岡田實君を、同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君、山口真弘君を、

公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、岡谷三喜男君、中西實君、原田運治君、舟橋尚道君、峯村光郎君を任命することについて、本院の同意を求めまいりました。

まず、人事官、中央社会保険医療協議会委員、

航空事故調査委員会委員のうち山口真弘君、公共企業体等労働委員会委員のうち市原昌三郎君、中西實君、原田運治君、舟橋尚道君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、国家公安委員会委員、航空事故調査委員会委員長、同委員のうち上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君、公共企業体等労働委員会委員のうち金子美雄君、岡谷三喜男君、峯村光郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長小川半次君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

○議長(河野謙三君) 〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年二月十九日 衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年二月十九日 衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年二月十九日 衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年二月十九日 衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

〔小川半次君登壇、拍手〕

○小川半次君 ただいま議題となりました昭和五十一年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、景気の着実な回復及び災害復旧のための公共事業費、冷害等に対する救済のための費用、人事院勧告の実施に伴う費用等、今日の状況下において真に必要なやむを得ない経費に限って追加計上が行われ、他方予備費の減額、既定経費の節減等を行っており、結局、歳出

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号(第1号)外二件

北海道開発審議会委員の選挙 国家公務員等の任命に関する件

議事日程追加の件

昭和五十一年度一般会計補正予算

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号

昭和五十一年度一般會計補正予算(第一号)外二件

九六

の増加は三千五百四十二億円となつております。  
本補正により、昭和五十一年度一般會計予算の  
総額は、歳入歳出とも二十四兆六千五百一十億  
円とあります。また、九特別会計と二つの政府関係機  
関予算についても補正が行われております。

補正予算案は二月三日国会に提出され、五日  
に大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの  
送付を待って、二十一日、二十二日の二日間におたり、  
福田総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般に  
わたり熱心な質疑が行われましたが、そのうち主  
なもの若干につき概要を御報告申し上げます。

まず、「福田総理が提唱する「協調と連帯」の政  
治姿勢について、その目標は何か、協調と連帯が  
自分に都合がいい場合にこれを主張し、都合が悪  
いと連帯だけを押しつける危険はないか。さら  
に、現在のおが国では大企業や財界に対し公正と  
公平の見地に立つた協調と連帯が求められている  
のに、総理はこれを黙視しているばかりか、独禁  
法の改正についても、かつての五党一致の修正案  
を国会に提出しないなど、財界には甘いのではな  
いか」等の質疑がありました。

これに対し、福田総理大臣より、「協調と連帯  
は、高度成長になれ親しみ、繁栄に酔って、物さ  
えあれば、金さえあれば、自分さえよければと  
いった風潮を正し、助け合い、譲り合い、そして  
責任を分かち合う秩序ある社会をつくることがね  
らいであつて、これは国家、社会のためであり、  
ひいては資源有限時代の国際社会の一員としてわ  
が国が生きていく上でも必要なことで、今後の政  
治、経済のかじ取りはこの考えを基本として行っ  
ていく決意である。また、協調と連帯を提唱する  
のは、エゴの社会風潮を是正しようというところ  
にあるのであつて、総理が自分の都合でこれを使  
い分けるようなことは決してしないことはもちろ  
ん、協調と連帯の実を上げるために率先垂範の決  
意である。企業や財界に対しては、企業のマナー  
を厳しく言つており、これが守られれば、公害の  
たれ流しや狂乱物価といった、かつて社会の強い

批判を招いたような事態は起こるはずがないの  
で、真摯なマナーづくりを厳重に指導していき  
たい。さらに、独禁法の改正についても、今国会に  
提出して決着をつけようとして努力中で、企  
業や財界に甘いといった見方は当たらない」との  
答弁がありました。

次に、福田内閣の経済・景気政策について、「福  
田総理の持論であつた石油ショックからの全治三  
年の公約は実現が困難で、わが国経済は相変らず  
不況と物価高にあえいでいるが、今後の見通しは  
どうか。また、国債が多額に発行され、さらに近  
い将来赤字国債の脱出もむずかしい状況の中で、  
財政インフレを防止し、通貨価値を維持する対策  
の一つとして、米、西独等で行つていけるマネー  
サプライの増加率目標値を公表して、政府と民間  
が協力してその目標値を守るような金融政策が必  
要なのではないか。さらに、政府が発表する月例  
経済報告の、景気回復のテンポはやや緩慢ながら  
全体として回復軌道を進んでいるといった調子の  
見方は樂觀的過ぎる。企業倒産の漸増傾向に端  
にあらわれているごとく、実態経済は相当悪化し  
ているのではないかと。そして、景気回復策として  
論議が集中している減税が公共事業にかつての  
政府見解並びに野党が一致して要求している一兆  
円減税に福田総理がかたくなに反対の態度をとる  
のは、協調と連帯の政治姿勢にも反するのではな  
いか」等の質問がありました。

これに対し、福田総理大臣を初め関係各大臣よ  
り、「石油ショックから日本経済が立ち直るため  
に調整期間三年を必要とするとの見方は正しかつ  
たと思う。その間に、世界の主要国の中では、わ  
が国経済は比較的順調に回復しており、四十九年  
度のマイナス〇・三％の落ち込みから五十二年  
度には六・七％の成長を見込めるようになり、国際  
収支は均衡を回復し、物価も年七％台という安定  
基調を取り戻しつつある。後遺症は残っているも  
の、経済はおおむね順調に推移するものと見込  
まれ、五十年代前期経済計画の六％成長は明る

い。マネーサプライの目標値公表については、こ  
れを直接の政策指標に使うことはしていないし、  
また、ある特定の目標値を決めて動かさないよう  
なやり方は弾力性に欠け、必ずしも好ましい金融  
政策とは言えない。しかしながら、マネーサプ  
ライの動向は経済の動きが健全か否かを判断す  
る重要な指標であることは十分承知しているの  
で、機械的なターゲットとすることには慎重で  
なければならぬが、常に強い関心を持ってその推  
移を検討し、将来の経済金融政策決定の指針と  
していくことにしたい。月例経済報告の、景気  
は緩やかではあるが回復基調にあるとの見方は  
間違っていないし、今年度の政府経済見通し五・  
六％は達成可能と思う。ただ、局部的に見る  
と、業種により、地域により、跛行性が見られ  
るのと、減速経済への移行に伴い、過剰雇用や過  
剰設備が目立ち、これが従来に比べ、景気回復の  
テンポをおくらせ、景気回復の実感が薄い要因と  
なっていることは否めない。景気対策としての減  
税と公共事業の効果の比較では、経済モデルの違  
いによつてその経済効果に若干の違いがあり、一  
概に言えないが、企画庁のモデルによると乗数効  
果は公共投資が一・五ないし一・九であるのに対  
し、減税は〇・八となつており、確実に公共投資  
の方が有利である。したがって、同じ財源を使う  
なら、減税より公共投資の方がすぐれていると言  
える。さらに一兆円減税の問題については、政府  
としては、五十二年度が非常な財源難の中から大  
変な努力をして三千五百億円の減税を実施するこ  
とにしているほか、景気浮揚のためにものもの  
施策を織り込み、最善の予算を編成したものであ  
る。しかしながら、減税は決して悪いことではな  
いので、論議を尽くし、適正な財源対策が伴つた  
上で、国家と国民のためになるということになれ  
ば、かたくなな態度をとり続けるといった気持ち  
はない旨の答弁がありました。

最後に、五十一年度補正予算に直接関連する質  
疑として、「本補正予算のねらいは何か。また、景  
気浮揚の観点からすれば、さきの臨時国会に補正  
を提出すべきであつたのに、年度末一カ月程度を  
余すのみとなつた今日の時点では、効果が小さい  
ばかりか、予算消化の見通しはあつたのか。さら  
に、この補正で予備費を一千六百億円減額して  
おるが、補正財源づくり当初予算で多額の予備費  
を計上してはならないか。さらにまた、五十  
年度決算剰余金を補正で国債整理基金に繰り入  
れることにしているのは、財政法の趣旨に反するの  
ではないか」などの質疑がありました。

これに対し、坊大蔵大臣並びに政府委員よ  
り、「本補正は冷害対策、給与改定に伴う追加経  
費等を計上しているが、最大のねらいは、最近の  
経済情勢にかんがみ、昨年十一月十二日政府が  
決めた景気対策七項目を実行し、景気を着実に  
回復させることで、これは五十二年度予算に先行  
する性格と役割を持つていける。補正提出の時期  
がおくれたのは、政局の動向や五十二年度予算編  
成との関連もあつたためであるが、補正予算が成  
立すれば直ちに執行できるような各方面と密接に連  
絡しており、消化の目途はあるし、景気浮揚の実  
を上げられると思う。予備費の減額については、  
毎年度不測の事態に備えるため予備費を計上して  
いるが、国会開会中でもあるので、補正予算を組  
んで国会の事前審議を受けることとしたものであ  
る。剰余金の補正計上は、特例国債が多額に発行  
されているような状況のもとでは、早目に国債整  
理基金に繰り入れる措置は、剰余金の金額繰り入  
れとあわせ妥当なものと思う。財政法は、翌々年  
度までに繰り入れると規定しており、剰余金の額  
が確定した以上補正で繰り入れることは差し支え  
ない」との答弁がありました。

委員会における質疑は、このほか、内政、外交の各  
般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳  
細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。  
かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入  
りましたところ、日本社会党を代表して竹田委員  
が反対、自由民主党を代表して吉田委員が賛成、

公明党を代表して参事委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党を代表して三治委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表し、昭和五十一年度補正予算三案に反対の討論を行います。

まず、私は、補正予算提出に係る政府の見通し及び政策運営の失敗とその政治責任を問うものであります。

政府は、過ぐる昭和五十一年度当初予算の審議に際し、現下の最大緊急課題として不況からの脱出を約束いたしました。特に、時の副総理福田経企庁長官は経済演説の中で、昭和五十一年度を石油危機による日本経済回復の調整過程、総仕上げの年と規定し、インフレの再燃を回避しながら景気の順調な回復と雇用の安定を図ることを最優先の政策課題とし、その実現達成を表明したのであります。それによれば、五十一年度経済は財政と輸出が牽引力となって景気が回復し、その結果企業の生産活動も適正水準に戻り、雇用情勢も改善し、経済全般に明るさと安心感が出てくると述べたのであります。

私どもは、所得減税などによって国民の消費支出を増加させ、また、地方財政を強化し、生活関連公共事業を増強し、自主的な国内的な政策努力により景気回復と国民生活安定を図れと主張いたしました。一年を経た今日、政府の言うように状況は改善されたでしょうか。景気は五十一年度に入り、四半期ごとに悪化の様相を呈しつつあります。すなわち、五十一年一―三ヶ月の三・二％急成長の後を受け、四―六ヶ月は一・三％、七―九

月期は〇・三％と、逐次成長率は低下し、十一月は〇・六ないし〇・七の低い成長が予想されております。もし、このまま推移すれば、政府の五・七％の成長率の達成は疑問視される状況であります。

景気は、この一年、政府の予想とはうらはらに、回復するばかりか、逆に業種間格差の増大や地域による跛行性を一層顕著なものとし、低迷の一途をたどっているのが現実であります。この結果、企業倒産は五十一年四月以降、六月に千四百台に激増したほか、各月とも千二百件を超えており、九月以降三ヶ月は逐次増加し、昨年十一月には、ついに千六百件に達したと聞いております。これに伴い、完全失業者も依然として百万台の高水準を記録しているものであります。

景気回復と雇用の改善、そして国民生活の安定向上という五十一年度の政府の政策課題の達成は完全に失敗したと断言すべきであります。この失敗が政府の見通しの誤りによるだけでなく、政府内部の権力闘争による政策発動の立ちおくれに基づくものとすれば、その責任は一層重いと云わなければなりません。すなわち、景気の停滞現象が次第に明らかになったにもかかわらず、四月以降十一月まで実に八ヶ月間、何らの対策をも講じてこなかったものであります。

昨年九月には、日銀も景気の中だるみを示唆し、民間機関も経済の前途に対する不安と景気対策の手直しを叫んだのであります。しかし、政府・自民党は、いわゆる三本対反三本の政権争いに終始し、一切の景気対策を放棄してきたのであります。これを端的に示すものは、本年一月改定した五十一年度経済見通しに示された国民総生産の政府財貨サービス購入のうち、政府資本支出の数字であります。当初見通しでは、資本支出額は十六兆二千五百億円、対前年度比一四・〇％であつたのに対し、改定見通しでは五千億円減少し、十五兆七千五百億円となつていたのであります。個人消費支出や民間設備投資等と異なり、政

府財貨サービス購入は総需要に直接影響を与え得る政府の唯一の政策手段であり、これをコントロールできずして他の需要項目を管理することなど全くおぼつかないと言わざるを得ません。五十一年度の場合、政府は、公共事業の増加を図り、景気を刺激するため、政府の財貨サービス購入、なかんずく景気に影響を与える資本支出を増加した旨説明したはずであります。当初見通しでは、名目成長率を上回る資本支出の増加によって景気の浮揚を意図した五十一年度当初予算が、実際に

は逆に資本支出の伸び率が成長率を下回ることとなり、景気引き下げの役割りを果たす結果となつたのは、明らかに政府の失敗と言わずして何でありましょう。その上に、集中豪雨的な輸出によって国際的にも厳しい批判を受け、日本の責任が追及されており、五十二年度の政治経済の運営についての選択の範囲を縮小させているのであります。

次に、私は、本補正予算の内容に関し、反対の理由を申し述べます。

まず第一は、年度内減税が行われていないことであり、私ども日本社会党は、昨年十二月、個人消費の拡大と名目所得上昇に伴う税負担の軽減を図るため、財源措置を明らかにしつつ、年度内三千億円の減税を要求いたしました。しかしながら、政府は今回何らの措置もしていないことはまことに不満にたえません。五十一年度当初予算の所得税の減税の見送りが勤労者家計の実質所得をマイナスにし、個人消費の低迷をもたらした、景気の停滞を招いたことをあわせ考へるとき、政府の今回の措置は全く理解に苦しむものであります。

反対の第二の理由は、予備費と剰余金が恣意的に使用されていることであり、近年の補正予算に關連し、予備費の取り崩しが恒常化しており、今回も公共事業予備費を合わせ、千六百億円が補正財源に使用されており、予備費を補正財源化しておるのは本来の予備費の性格である「予

見し難い予算の不足に充てる」とする財政法の規定から逸脱したものと云わざるを得ません。また、今回の補正予算では、国債依存率を三〇％以下に抑えるために、通常翌々年度に計上すべき五十年決算剰余金を計上し、表面的な数字上のつじつま合わせに使っているものであります。

反対理由の第三は、本補正が慣性による予算編成を行っていることであり、補正財源の捻出に際し、九百六十九億円の既定経費の削減を行っており、各費目とも〇・二ないし〇・五％の一律削減という、全く機械的なやり方を踏襲しており、十分に精査した削減を行っていないのであります。真に今後必要な経費と不用経費の区別は徹底して行うべきであります。現在なお一律削減という従来の慣性的なやり方は、決算の段階で費目によってさらに多くの不用額が発生することとは明らかであり、予算計上の原則や財政の適正配分から見ても正さるべきであり、放置すれば財政の暴走につながるおそれがあると云わざるを得ません。

以上述べました理由から、本補正予算三案に反対するものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中山太郎君。

〔中山太郎君登壇、拍手〕

○中山太郎君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和五十一年度一般会計補正予算外二件に対し、賛成の討論を行います。

今日、わが国経済に求められる最も重要な課題は、低迷を続けている現下の景気を速やかに回復し、経済を安定成長路線に定着させ、インフレと雇用不安を解消することにあります。これまでわが国の経済は、何回かの景気循環のサイクルを繰り返しつつ経済成長を続けてまいりましたが、今回は、従来の景気回復過程と比べて石油ショックによる不況の谷が余りにも深過ぎたため、民間企

業の設備投資や個人消費における自律回復力が弱  
化していることである。すなわち、現在の経  
済状況は、戦後最大の不況からの回復過程であ  
り、従来の不況と比較にならぬほどの高水準の失  
業者の発生、稼働率の著しい低下、高い在庫率、  
企業収益率は最低の落ち込みを示しております。  
これらの不況要因は、結果として給与のペース  
アップ率の低下となり、これが個人消費を圧迫  
し、企業経営者の設備投資意欲の減退となって、  
本格的な景気立ち直りを一層困難なものにいたし  
ております。

このような国内の民間需要の低下した経済環境  
においては、景気を促進するには、輸出及び財政  
に期待するところが大きくなるのであります。輸  
出は海外景気の動向によって変動する不確定要  
素があり、また、仮に景気回復の大きな部分を輸  
出に依存することができたといたしましても、米  
国及びEC諸国における経済、資源、失業問題  
とも関連して、国際協調の観点から問題のある  
ところは御存じのとおりであります。したがって、  
景気回復のテンポを高めようとするならば、国債  
発行を伴った財政に期待せざるを得なくなるので  
あります。これととも、行き過ぎますと金融面  
からインフレをもたらすおそれもあり、また、財  
政による景気刺激の結果、民間の投資活動が活  
発化し始め、景気が回復しました。その時点でな  
お大量の国債発行を続けるならば、誘発されて  
民間資金需要が締め出され、せっかくの景気浮  
揚の芽を摘んでしまう懸念があるものであります。

景気の自律回復力が弱いからといって、財政、  
金融政策面から景気刺激策を強力に展開しよう  
としたとしても、そこには政策の多面的配慮が必  
要であり、一定の限界が出てくるというむづかし  
い経済環境に直面しているのが今日の日本経済の  
状況であります。石油ショックの後遺症とも言え  
る現在の景気不振は、昭和四十八年十一月をピー  
クとして下降過程に入り、五十年三月を底に緩や  
かな回復過程をたどっており、その回復の足取り

は昨年夏以降やや緩慢化しておりますが、生産、  
出荷とも一年前と比較すると一〇%以上増加し、  
また、企業収益にも相当の改善が見られるなど、  
景気の失速が懸念される状態は遠のき、最近で  
は、輸出が高水準で推移をいたしている上、個人  
所得が増加を示しているなど、景気回復のテンポ  
が持ち直し傾向にあると言われております。い  
ゆる中だるみから抜け出しつつあるとわれわれは  
判断をいたしております。しかしながら、景気の  
回復状況には、業種や地域により回復進度に大き  
な格差があるほか、雇用面の改善のおくれ、昨年  
末よりの企業倒産の急激な増加など、幾多の摩擦  
的現象も生じており、わが国の産業構造の劣使一  
体による改革が目下の急務となっておりますので  
あります。

このような経済情勢の推移を踏まえて、政府で  
は、昨年十一月十二日、経済対策閣僚会議におい  
て、いわゆる七項目の景気対策を決定し、すでに  
実施に移しているものであります。それは、公共  
事業の執行推進、災害対策の早期実施、国鉄・電  
電の工事削減の復活、住宅建設の促進等であり  
ます。これらの一連の景気対策はそれなりの効果  
をおさめ、景気回復と雇用の安定に寄与している  
ものとして時宜を得た措置であったと思えます。  
今回提出されております補正予算は、これらの  
七項目の景気対策をさらに補強し、てこ入れし  
て、今日の緩慢化している景気回復に対し財政面  
から活力を与え、国民所得の増大と、国・地方を  
通ずる財政基盤の拡大を図ろうとするもので、  
その歳出事項は、公共事業関連費、災害復旧事業  
費、農業保険費、国家公務員給与改善費が主な柱  
となっております。

まず、一般会計の歳出におきましては、六千百  
十一億円の追加を行う一方、既定経費の節減、公  
共事業予備費の減額及び一般予備費の減額、計二  
千五百六十九億円の減額修正し、差し引き三千五  
百億円の増加となり、これに見合う歳入は前年度  
剰余金受け入れ二千五百四十二億円、建設公債の

増発二千億円、特例公債一千億円の減額により措  
置されております。この結果、一般会計の規模は  
二十四兆六千五百二億円で、公債依存度は当初、補  
正後とも二九・九%と相なっており、今回の補正  
予算の編成に際して、年度内に自然増収を期待す  
得えず、また、公債に多額の追加財源を求めるこ  
とは今日の財政事情から困難であることを考  
慮すれば、この補正規模は適切なものであり、努  
力の跡があるものとして評価すべきものと思いま  
す。

次は、公共事業費であります。今日、景気浮  
揚の乗数効果、速効性の議論で、減税を優先すべ  
しという御意見もあるようであり、われわれは、  
現時点において、減税による個人消費の増  
大を期待するより、公共事業等の建設事業の拡大  
の方が景気刺激に対し最も効果的であると考えて  
おります。また、雇用問題をもあわせ考えれば、  
これは当然のことと思われるのであります。今回  
の補正予算において、この公共事業を重点的に取  
り上げ、治山、治水を初め、道路、港湾、住宅、  
生活環境施設、農業基盤整備、災害復旧事業等に  
二千六百三十八億円を計上していることは、景気  
対策の上からかなりの効果が期待されるものと信  
じております。

次に、農業保険費であります。昨年西日本を  
中心に集中豪雨をもたらした台風被害及び東日本  
を襲った冷害に対しては、その被害救済のため、  
すでに激甚災害の指定、天災融資法の発動等、さ  
め細かい万全の配慮を講じてきたところでありま  
すが、さらに農業共済金の支払いに対する財源対  
策をとらねばならぬものでありまして、被災者救済  
の当然経費であります。

国家公務員給与改善費については、昨年の人事  
院勧告に基づくベースアップ六・九四%分、二千  
八百四十億円の所要額のうち、当初予算に計上し  
た五%分、二千四百十三億円を除く四百二十七億  
円を補正措置しようとするものであります。政府  
及び公務員諸君におかれては、民間企業において

は、石油ショック以来、不況乗り切りのため、企業の  
徹底した合理化を行い、借入金返済を進めると  
ともに、それによる金利負担の軽減を進め、労使  
一体となって企業の体質強化に全力を尽くしてお  
るものであります。国家財政の三割が借金に依存し  
ているという窮状の中で、公務員諸君の給与はす  
べて国民の負担によって賄われていることをよく  
肝に銘じ、行政改革を勇気を持って実行されると  
ともに、住民サービスの向上と行政の効率向上の  
ため一層努力されたいと、全体の奉仕者として  
の自覚を徹して、厳正な規律のもと、職務に精  
励されることを期待するものであります。

その他、今回の補正予算は、義務教育費国庫負  
担金等の義務的経費の追加、国債整理基金特別会  
計への繰り入れ等が行われておりまして、当初予  
算作成後に生じた事由により財政が当然に措  
置しなければならぬ国民生活安定のための経費  
を補正するもので、今日の厳しい財政事情のもと  
で、景気に活力を与える本補正予算は、適正な  
措置であると考えております。

いまや、わが国は、厳しい国際環境の中で、石  
油危機以来三年、国民各位の試練に耐え抜いた御  
協力により、先進国に先んじて異常なインフレか  
ら脱却したのであります。資源有限時代の到来  
は、これまでのような高度経済成長は期待できま  
せん。世界の中の日本として、今後の進路には幾  
多の困難があるかと思いますが、新しく発足した  
福田内閣は、現在の忍耐の後には必ず安定した未  
来の繁栄があることをよく国民に理解を求めつ  
つ、協調と連帯の精神を持ってこの難局の打開を  
図り、わが国経済を着実に安定成長路線へ移行が  
できまうと期待いたしまして、補正予算三案に  
対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 多田省吾君。  
〔多田省吾君登壇、拍手〕  
○多田省吾君 私は、公明党を代表して、ただいま  
議題となりました昭和五十一年度補正予算三案に

対しまして反対の討論を行います。  
まず最初に指摘したいことは、福田内閣の基本姿勢についてであります。

福田総理は、前内閣以来の緊急課題である社会的公平正の考え方に基づき、税制調査会などで指摘されている現行税制体系における各種の優遇措置の改廃にはきわめて消極的であり、わが党の主張する交際費の課税強化、各種租税特別措置などの整理を進めず、高額所得者に対する課税の適正化も遅々として進展していません。また、公正取引委員会の指摘にも見られるように、寡占企業の今回の不況期における企業行動が価格値上げに力点を置いたものになっているという点に對してはこれを放置しております。

他方、国民生活は、来年度の経済見通しで予想されているとおり、失業者の百万人の大台が改善されることなく持続するほか、物価も依然として高水準が見込まれており、インフレのもとで勤労者は生活を切り詰めることを余儀なくされております。福田総理は、これら国民生活の改善には目を凝らし、大企業や高所得者などの不公平正には改革の手を加えず、そして一般国民や中小企業など弱者に對してのみ、いわゆる協調と連帯を押しつけ、過酷な仕打ちを加えていることは断じて許されるものではありません。

第二に、景気は五十年末の一時回復以来、五十一年度に入り景気中たる現象が長期にわたって持続しております。そうした中で、稼働率は最近のピーク時を一五％も低下した状態が続き、需給ギャップは拡大したままとなっております。中小企業の倒産は、昨年七月には千二百件を超え、月を追って増加し、昨年十二月には千六百八十五件を数えるに至っております。完全失業者は百万人の高水準を持続しており、雇用情勢には一向に明るさが見られないのであります。また、物価は依然として九割以上の上昇が続き、所得税減税の見送り、社会保険料の引き上げ及び一連の公共料金の

値上げなどによって勤労者の実質所得は減少し、消費の停滞が長期にわたって推移しているのではありません。

このような深刻な経済的、社会的現象はすでに本年度当初から懸念されていたところであり、われわれも早くから、所得税減税を中心とした生活防衛を通じ、生活優先の景気対策の実施を要求してきたのであります。ところが、政府・自民党は、ロッキード事件の真相隠しと、ロッキード事件を契機として起こった政権抗争に明け暮れ、昨年十一月十二日に景気対策を決定するまで、景気回復に有効な対策を全く講じなかったものであります。私は、今日の景気回復のおくれは、ひとえに政府・自民党がもたらした政策不況、政治不況であると断言せざるを得ないのであります。

第三には、五十一年度当初から国民が一致して要求している所得税減税に對し、政府は何らの誠意ある態度を示さなかったこととあります。

五十一年度の税負担について見ますと、前年度の年収二百四十万円の標準世帯では、本年度一〇％の年収がふえ二百四十万円になったとしても、所得税、住民税、厚生年金、健康保険の負担増が四万円近くにもなり、物価上昇分を加えると二十万円の年収アップを上回る負担増を強いられるのが実情であります。これでは個人消費が伸びるはずはなく、景気を上向きにさせることができないのは言うまでもありません。政府は、五十二年度税制改正において物価調整的な小幅減税を実施しようとはしておりますけれども、これは実質的な負担軽減とはならず、当面する国民生活に影響を及ぼすものではございません。

そこで、われわれは、苦境に追い込まれている国民生活を守り、景気を着実に回復させ、さらに安定成長時代への移行を可能にするために、五十一年度についても年度内減税を実施することを主張し、その財源をも明示してきたところであります。しかも、今回国会へ提出された補正予算案

も、とうてい景気の着実な回復を実現するにはほど遠い内容であります。

以下、補正予算案に反対する主な理由を申し上げます。

反対の第一点は、追加補正とはいえ、ほとんど中身の無い予算となっていることとあります。

すなわち、歳出では、補正追加として緊急な公共事業関係費二千六百三十八億円、冷害・災害対策に伴う農業保険費五百三十一億円などの追加はきわめて限定されている上、義務的な経費である国債整理基金特別会計への繰り入れが計上され、これが補正予算の三分の一を占めていることとあります。また、歳入においては、その財源が建設国債一千億円の追加発行と、前年度剰余金受け入れのみとなっており、本年の歳入財源となるべき税収入が全くないやくり予算の姿となっている点であります。まさに景気ムードを盛り上げる形だけの措置と言ふべきもので、社会保障政策の拡充にも何ら手をつけず、中小企業対策にも配慮を欠いていることとあります。

反対の第二点は、地方財政対策が不十分きわまりないこととあります。

不況の影響により、地方税収が伸び悩み、また地方交付税が減少しているにもかかわらず、地方自治体に対する行政需要は年々高まり、さらに国の公共事業の負担増の増大によって地方財政はますます窮乏の度を加えております。このような状況は、赤字団体が続出していることや、一昨年度来の地方団体の借入金金の激増が明らかに示しているところとあります。こうした状況にあるにもかかわらず、今回の補正予算案による公共事業の拡大も、地方団体の負担増を地方債という借金によって全額措置させようとしているのであります。これでは全くの借金押しつけ政策と言わねばなりません。最近の地方単独事業の落ち込みを見ても、地方財政対策に配慮しなければ公共事業の効果すら減殺されてしまうことは必至であります。公共事業を拡大するのであれば、その地方負担

は本補正臨時特例交付金をもって措置すべきであつたのであります。

反対の第三点は、政府は、今回の補正予算は特に緊急やむを得ないものに限ることにしたとしておりますが、景気対策や冷害・災害対策に係る経費についても、もっと早急に実施すべきであり、遅きに失すると言わざるを得ないのであります。

他方、国債整理基金特別会計への繰り入れの経費は、通常であれば五十二年度予算に計上されるべきものであり、しかも国債償還財源の性質から、特に今回の補正に計上する緊急性は全くなく、はなはだ理解に苦しむのであります。

なお、冷害・災害対策も十分とは言えず、政府・自民党の農業切り捨ての経済政策が農業の構造と体質をゆがめ、被害を一層深刻にしていることも周知の事実であります。

今回の補正予算に對し、われわれは、日本社会党、民社党と共同して、昨年十二月二十日、政府に、当面の緊急対策を講じ、あわせて国民生活優先の経済への転換を展望できる補正予算の編成を要求しました。しかし、政府はこの要求を全く無視したのも納得のいかないこととあります。

また、今回の補正の財源措置、すなわち予備費の削減、既定経費の節減などを見ても、五十二年度予算の修正が財源的に可能であることを示していることを申し添えておきたいと思ひます。

以上をもちまして、昭和五十一年度補正予算第三案に對し、反対する討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 香脱タケ子君。

(香脱タケ子君登壇、拍手)

○香脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の昭和五十一年度補正予算第三案に對して反対の討論を行うものであります。

不況の長期化とインフレ、物価高によって、勤労者、中小企業者など、国民大衆の生活と営業は極度の苦しみを味わっております。中小企業の倒

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号

昭和五十一年度一般會計補正予算(第一号)外二件

産は三年間も戦後最高の水準を続け、労働者の失業もきわめて深刻であります。二けたに近い激しい物価上昇により、労働者世帯の実質収入は長期にわたって前年を下回り、老人世帯、生活保護世帯、母子世帯などの生活はさらに困難を加えております。しかも、北海道、東北を初め、全国を襲った冷害や豪雪の被害も重なって、国民生活は一層深刻になっております。高度成長を通じてつくり出された大資本本位、対米従属、依存の経済構造と、税制、財政、金融の仕組みをそのまま踏襲する予算や景気対策では、国民の犠牲を大きくするだけであって、今日のわが国の危機を打開することはできないのであります。

わが党は、昨年十一月、日本経済再建五カ年計画を発表し、大資本優先の従来型景気対策から脱出し、物価を安定させ、国民の購買力の向上によって国内市場を拡大することを初めとした国民本位の不況克服、経済の民主的再建の道筋を明らかにいたしました。補正予算という限られた制約のもとであつても、財政、経済政策を国民本位に転換し、補正予算の中に国民生活防衛の施策を最優先に織り込んでいくことは可能であり、緊急になすべき政治上の責務であります。この観点から、わが党国会議員団は、昨年十二月十六日、政府に対し最小限の緊急課題を七項目にしほり、補正予算に関する申し入れを行ったのを初め、政府に強く要求してきたのであります。しかるに、政府提出の補正予算案は、国民の生活と営業の実情と要求を無視し、依然として大資本優先の従来路線を踏襲するものであると言わざるを得ません。

以下、さらに三点にわたり反対理由を申し述べます。

第一に、緊急減税など生活防衛の内容が十分に盛り込まれていないこととあります。

いまや一兆円減税は国民世論となつております。わが党は、「五十一年度内に、労働者、自営業者に三千億円の所得税緊急減税を行う。減税は一律払い戻し方法を取り、その額は一千万円とす

る。所得税減税の措置に浴さない生活保護世帯、福祉年金受給者、失対労働者、老人ホーム入所者、障害者等福祉施設入所者などには越冬資金を支給する」ことを主張してまいりました。これは国民が広く希望しているところであります。しかるに、政府の本補正予算案は、この要求を全く踏みにじり、十六年ぶりという異常な減税見送り、実質増税を押しつけてきたのであります。また、中小企業に対する特別な融資枠の設定や中小企業信用保険公庫の信用保証枠の拡大をわが党は主張してきましたが、この点につきましても何らの手立てをなしておらないのであります。また、失業者のための緊急就労事業や高齢者のための就労事業の拡充に対し大幅助成をなすべきである、また、季節労働者の失業に対し九十日分の特例一時金を支給する、などの主張に対しても、何らの具体策が立てられておらないのであります。このようなことでは、とうてい、国民の生活を守り、景気回復をするなどとはできないことと言わざるを得ません。

第二は、公共事業の問題であります。

政府は、減税が公共事業かという単純な二者択一の論法を立て、減税は財源がないからできない、としてみれば公共事業しか景気回復の方法はない、と言っているのであります。わが党は、減税は財源があるからやれる、公共事業は災害復旧と生活基盤整備を中心にするべきだ、減税もやり公共事業もやるべきだ、という考え方をあります。すなわち、昨年全国を襲った冷害や本年の雪害に対し、緊急にさらに大幅な予算を振り向け、復旧と援助を急ぐべきであります。また、低家賃公営住宅、生活道路、下水道、公園、学校、保育所など生活基盤整備の公共事業は積極的に進めるべきであります。しかるに、政府は従来どおり、景気回復の名のもとに、高速道路など産業基盤整備中心の公共事業政策を踏襲しているのではありません。高速道路などの事業費は地方道路の四倍近くに及んでいるのであります。

第三に、財源の問題であります。

五十一年度当初予算の大資本本位の内容には手を触れないまま公共事業のための二千億円の国債を発行する財源対策は、国の財政危機とインフレの進行を一層激しくするものであります。政令を改正して、大銀行の貸し倒れ引当金の繰入限度額を現行の二分の一に引き下げるなど、大企業、大資産家への特権的減税を可能な限り是正すべきであります。また、既定経費の中でも、防衛関係費のうち、主要装備のための経費、研究開発費、さらに電子計算機産業振興費、YX開発費、石油備蓄会社出資金など大企業中心の補助金、高速自動車道路建設費、海外経済協力費など、国民生活防衛の上から緊急性の認められない経費を削減すべきであります。

しかるに、これらの措置を全くとることなく、歳入の補正額の相当部分を国債増発に求めているのであります。補正後国債発行額は七兆三千七百五十億円、国債依存率は依然として二九・九%に及ぶこととなりましよう。国債の累積発行残高は二十三兆円を超え、その元利の返済は将来長きにわたってわが国民の肩に重くのしかかってくるのであります。国の財政の破綻の道に進むものと言わざるを得ません。

以上の理由により、この補正予算案に強く反対することをここに表明をいたしまして、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野三三) 柄谷道一君。

(柄谷道一君登壇、拍手)

○柄谷道一君 私、民社党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十一年度補正予算案三案に対し、反対の討論を行います。

言うまでもなく、今回の予算補正では、災害復旧対策を初め、農業共済保険費、そして公務員の給与改定などの経費が計上されておりますが、このことは当然の措置とも言えます。それ以外に私が本案を問題といたしますゆえんは、政府自身に認められているように、この補正予算は景気の着

実な回復を図ることを最大のねらいとしている事実であります。したがって、もしそうでありましたら、今回の措置は、従来のような単なる補正という範囲にとどまらず、わが国の深刻な経済の現状を直視し、これを克服する緊急対策を講ずるにふさわしい予算にするために、歳入、歳出ともに思い切った措置がとられるべきであります。かくしてこそ、この予算は、明年度への中継ぎの性格をはっきりと示すことができたと思うのであります。この点、私は、政府の基本姿勢に対し、率直に不満を表現せざるを得ません。

私がこの予算案に反対する具体的理由は、まず第一に、財源確保がきわめて安易で、一時しのぎに終わっている点であります。

すなわち、政府案では、前年度剰余金二千五百四十二億、特例公債一千億が歳入増であります。このほか、経費削減では、一般予備費、公共事業等予備費の減額で千六百億、そして既定経費の節減で九百六十億円となっており、いずれも過小見積もりであります。私どもの考えているところとは抜きがたい距離があります。このような重要な時期になぜもと本格的財源対策ができないのか、この点納得できません。私も、すでに早くから、高額所得者に対する付加税の千三百億や、貸し倒れ引当金、減価償却資産等の改正による五百億、あるいは五十年地方交付税の精算分五百九十億などに財源を求め、補正の幅を持たせることを提唱してまいりましたけれど、政府の聞き入れるところとはなりません。

第二の反対理由は、年度内所得税減税が見送られたこととあります。

この予算が真に景気の復元を図ろうとするならば、明年度予算との関連性を持たすべきであり、いわゆる明年度の先取りとして年度内減税を選択することは、政策効果をねらう上できわめて重要であります。国民生活はいまが一番苦しいのです。名目所得の上昇に伴う税負担の増加を何とか軽減してほしい、また、個人消費の拡大を図るた

めにもぜひ年度内に三千億円程度の所得税減税を行わねばならぬとの声は世論の大勢であります。さらに、低所得者層を中心に、税額控除により標準世帯には二万五千円の減税を行う。なお、減税対象は年収八百五十万円未満とし、また、年所得一千万円以上の所得者には一〇%の付加税をかけ、税負担の不正を是正する。これは国民大多數の切望するところでありまして、私がこの予算案を問題とする最大の理由はここにあるのであります。

第三の反対の理由は、公共事業費の計上に見合う一般会計での地方財源対策が欠落していることとあります。

御承知のように、公共事業はすべて地方自治体の実施主体であり、国の公共事業がふえれば、それに伴って地方の負担もふえるのであります。ところが、今回政府は、そのしわ寄せを全額地方債の増発で切り抜けようとしております。私は、今回の予算補正での公共事業費計上は特殊であり、せめて地方自治体負担分の半額ぐらいは臨時地方特例金を交付することにより、地方の負担を軽減すべきであつたと思ひます。もし、政府案のような形で推移すれば消化不良となり、せっかくの事業計画も効果をそがれるのであります。この点厳しく指摘しておきたいと思ひます。

最後に本案に反対する理由は、社会保障関係並びに雇用対策について、ほとんど予算上見るべきものがないこととあります。

老人、身障者、生活保護世帯、母子家庭など、社会的に弱い立場に置かれていた人たちの生活を守るため、生活できる年金の実現を目指し、当面は福祉年金受給者及び生活保護世帯に何らかの措置を考へることができなかったらうか。この点残念でなりません。また、厳しい雇用情勢を踏まえ、失業給付、受給期間、雇用調整給付金の支給要件の改善を早急に図るとともに、新規卒卒者の就職あっせんを強化するよう配慮すべきであつたと思ひます。

福田総理、あなたは経済の専門家と自負しておられます。しかし、その自信が過剰となり、謙虚に耳を傾ける姿勢を欠き、木を見て森を見ざる結果になるのではないかと憂う多くの国民があることを正視すべきです。従来の情性に流れ、硬直した発想で補正予算を編成する限り、国民の求めた政治は実現されません。私は、このことを特に付言して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより三案を一括して採決いたします。表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕  
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参事投票を計算〕  
○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十八票  
白色票 二百二十四票  
青色票 九十四票  
よつて、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名  
安孫子藤吉君 青井 政美君  
青木 一男君 井上 吉夫君  
伊藤 五郎君 岩動 道行君

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 石破 二郎君  | 石本 茂君  | 夏目 忠雄君 | 鍋島 直紹君 |
| 糸山英太郎君  | 今泉 正二君 | 西村 尚治君 | 橋本 繁蔵君 |
| 岩上 妙子君  | 上田 稔君  | 桑野 章君  | 初村滝一郎君 |
| 上原 正吉君  | 植木 光教君 | 鳩山威一郎君 | 林 道君   |
| 江藤 智君   | 遠藤 要君  | 林田悠紀夫君 | 原文兵衛君  |
| 小笠 公昭君  | 小川 半次君 | 松垣徳太郎君 | 平井 卓志君 |
| 大島 友治君  | 大鷹 淑子君 | 福井 勇君  | 福岡日出廣君 |
| 大谷藤之助君  | 岡田 広君  | 藤井 丙午君 | 藤川 一秋君 |
| 岡本 悟君   | 長田 裕二君 | 藤田 正明君 | 二木 謙吾君 |
| 加藤 武徳君  | 鹿島 俊雄君 | 細川 護熙君 | 堀内 俊夫君 |
| 梶木 又三君  | 片山 正英君 | 前田佳都男君 | 増田 盛君  |
| 金井 元彦君  | 上條 勝久君 | 増原 恵吉君 | 町村 金五君 |
| 亀井 久興君  | 川野辺 静君 | 丸茂 重貞君 | 宮崎 正雄君 |
| 河本嘉久蔵君  | 神田 博君  | 宮田 輝君  | 望月 邦夫君 |
| 木内 四郎君  | 木村 睦男君 | 森下 泰君  | 八木 一郎君 |
| 久次米健太郎君 | 久保田藤麿君 | 矢野 登君  | 安井 謙君  |
| 楠 正俊君   | 熊谷太三郎君 | 安田 隆明君 | 柳田桃太郎君 |
| 黒住 忠行君  | 小川 亨弘君 | 山崎 竜男君 | 山本茂一郎君 |
| 源田 実君   | 小林 国司君 | 山内 一郎君 | 吉田 実君  |
| 古賀雷四郎君  | 後藤 正夫君 | 吉武 恵市君 | 巨 四郎君  |
| 郡 祐一君   | 佐々木 満君 | 有田 一寿君 | 松岡 克由君 |
| 佐多 宗二君  | 佐藤 信二君 |        |        |
| 斎藤栄三郎君  | 斎藤 十朗君 |        |        |
| 坂野 重信君  | 坂元 親男君 |        |        |
| 坂野 久常君  | 山東 昭子君 |        |        |
| 迫水 愛子君  | 塩見 俊二君 |        |        |
| 志村 均君   | 新谷寅三郎君 |        |        |
| 嶋崎 均君   | 鈴木 省吾君 |        |        |
| 菅野 儀作君  | 園田 清亮君 |        |        |
| 世耕 政隆君  | 高橋雄之助君 |        |        |
| 高橋 邦雄君  | 棚田 四郎君 |        |        |
| 橘 直治君   | 塚田十一郎君 |        |        |
| 玉置 和郎君  | 寺下 岩蔵君 |        |        |
| 土屋 義彦君  | 戸塚 進也君 |        |        |
| 寺本 広作君  | 内藤三郎君  |        |        |
| 徳永 正利君  | 中村 太郎君 |        |        |
| 中西 一郎君  | 中村 登美君 |        |        |
| 中村 禎二君  | 中村 登美君 |        |        |
| 中山 太郎君  | 永野 厳雄君 |        |        |
|         |        | 野口 忠夫君 | 野々山一三君 |

反対者(青色票)氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 阿具根 登君  | 赤桐 操君  |
| 苗ヶ久保重光君 | 案納 勝君  |
| 上田 哲君   | 大塚 喬君  |
| 加瀬 完君   | 粕谷 照美君 |
| 片岡 勝治君  | 片山 甚市君 |
| 神沢 浄君   | 久保 亘君  |
| 栗原 俊夫君  | 小谷 守君  |
| 小柳 勇君   | 小山 一平君 |
| 沢田 政治君  | 杉山洋太郎君 |
| 鈴木 力君   | 瀬谷 英行君 |
| 田中寿美子君  | 竹田 四郎君 |
| 対馬 孝且君  | 辻 一彦君  |
| 鶴園 哲夫君  | 寺田 熊雄君 |
| 戸叶 武君   | 戸田 菊雄君 |
| 野口 忠夫君  |        |

九十四名



いて、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費  
本案施行による減収見込は、約三億円である。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年二月十九日  
衆議院議長 保利 茂  
参議院議長 河野 謙三殿

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万七千円を限り、繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定における積立金の繰入れへの繰入れ)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、同勘定の積立金を同勘定の繰入れに繰り入れることができる。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔安田隆明君登壇、拍手〕

○安田隆明君 ただいま議題となりました両案に

つきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十一年度政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮配当の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであります。

本案施行に伴う昭和五十一年度の減税額は、約三億円と見込まれております。

本案に対する委員会の質疑の詳細は会議録に譲ります。

なお、委員長より、わが国の食糧自給の必要性が大きな政治課題とされている折から、政府は今後の農政の進展に即応し、各種の奨励、補助等の施策及び税制上における必要な特別措置のあり方について、来年度以降、速やかに、真剣に、かつ具体的に検討すべきであるとの各党一致による要望をいたしました。

これに対し、坊大蔵大臣、鈴木農林大臣及び衆議院大蔵委員長代理山下理事より、それぞれ、過去の審議の経緯を十分配意しながら、引き続き真剣かつ具体的に検討を重ねる旨の発言がございました。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案について申し上げます。

本案は、昭和五十一年度において低温、暴風雨等による水稲、麦、リンゴ等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金を、同年度において一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の措置を

講じようとするものであります。

本案に対する委員会の質疑の詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終了し、討論なく、それぞれ採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

副議長 前田佳都男君

議員 大田 淳夫君 矢原 秀男君

下村 泰君 喜屋武眞榮君

相沢 武彦君 桑名 義治君

青島 幸男君 市川 房枝君

柄谷 道一君 堀出 啓典君

峯山 昭範君 阿部 憲一君

三治 重信君 林 遼君

安孫子藤吉君 藤原 房雄君

原田 立君 三木 忠雄君

上林繁次郎君 和田 春生君

平井 卓志君 寺下 岩蔵君

内田 善利君 矢追 秀彦君

田代富士男君 木島 則夫君

山内 一郎君 山本茂一郎君

鈴木 一弘君 山田 徹一君

宮崎 正義君 柏原 ヤス君

田淵 哲也君 柳田桃太郎君

宮崎 正雄君 二宮 文造君

|        |        |         |         |        |        |        |                                    |        |
|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|------------------------------------|--------|
| 白木義一郎君 | 小平 芳平君 | 棚辺 四郎君  | 志村 愛子君  | 佐々木静子君 | 辻 一彦君  | 国務大臣   | 行政管理局長                             | 西村 英一君 |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 | 高橋 邦雄君  | 古賀雷四郎君  | 片岡 勝治君 | 沓脱タケ子君 | 内閣総理大臣 | 防衛庁長官                              | 三原 朝雄君 |
| 向井 長年君 | 木内 四郎君 | 黒住 忠行君  | 初村滝一郎君  | 神谷信之助君 | 上田 哲君  | 外務大臣   | 経済企画庁長                             | 倉成 正君  |
| 後藤 正夫君 | 坂元 親男君 | 中山 太郎君  | 久次米健太郎君 | 竹田 四郎君 | 前川 旦君  | 大蔵大臣   | 科学技術庁長                             | 宇野 宗佑君 |
| 高橋雄之助君 | 増田 盛君  | 鈴木 省吾君  | 安田 隆明君  | 小笠原貞子君 | 橋本 敦君  | 厚生大臣   | 国土庁長官                              | 田澤 吉郎君 |
| 石本 茂君  | 堀内 俊夫君 | 山崎 竜男君  | 世耕 政隆君  | 森 勝治君  | 鈴木 力君  | 農林大臣   | 予算委員                               |        |
| 佐々木 満君 | 佐多 宗二君 | 江藤 智君   | 林田悠紀夫君  | 田中寿美子君 | 野々山二三君 | 通商産業大臣 | 同日議長において、<br>常任委員の補欠を左の通り指<br>名した。 |        |
| 森下 泰君  | 望月 邦夫君 | 橋 直治君   | 町村 金五君  | 加藤 進君  | 渡辺 武君  | 労働大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 青井 政美君 | 石破 二郎君 | 岩動 道行君  | 木村 睦男君  | 塚田 大願君 | 久保 巨君  | 建設大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 糸山英太郎君 | 岩上 妙子君 | 加藤 武徳君  | 熊谷太三郎君  | 瀬谷 英行君 | 鶴園 哲夫君 | 自治大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 大島 友治君 | 大鷹 淑子君 | 安井 謙君   | 堀見 俊二君  | 松永 忠二君 | 須藤 五郎君 | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 中村 登美君 | 細川 護熙君 | 吉武 恵市君  | 植木 光教君  | 岩間 正男君 | 星野 力君  | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 松垣徳太郎君 | 原 文兵衛君 | 塚田十一郎君  | 徳永 正利君  | 阿具根 登君 | 小山 一平君 | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 橋本 繁蔵君 | 中村 禎二君 | 増原 恵吉君  | 鹿島 俊雄君  | 藤田 進君  | 加瀬 完君  | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 上條 勝久君 | 中西 一郎君 | 伊藤 五郎君  | 大谷藤之助君  | 河田 賢治君 | 上田耕一郎君 | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 園田 清充君 | 久保田藤磨君 | 有田 一寿君  | 矢田部 理君  | 春日 正一君 |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 寺本 広作君 | 菅野 儀作君 | 家納 勝君   | 松岡 克由君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 上田 稔君  | 吉田 実君  | 対馬 孝且君  | 戸塚 進也君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 小林 国司君 | 嶋崎 均君  | 目黒今朝次郎君 | 浜本 万三君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 西村 尚治君 | 内藤三郎君  | 赤桐 操君   | 大塚 喬君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 玉置 和郎君 | 楠 正俊君  | 川野辺 静君  | 金井 元彦君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 岡本 悟君  | 土屋 義彦君 | 梶木 又三君  | 神沢 浄君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 長田 裕二君 | 鍋島 直昭君 | 小谷 守君   | 藤井 丙午君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 新谷寅三郎君 | 上原 正吉君 | 戸田 菊雄君  | 山崎 昇君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 那 祐一君  | 青木 一男君 | 村田 秀三君  | 源田 実君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 迫水 久常君 | 小川 半次君 | 二木 謙君   | 福井 勇君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 神田 博君  | 八木 一郎君 | 杉山善太郎君  | 西ヶ久保重光君 |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 丸茂 重貞君 | 八木 一郎君 | 沢田 政治君  | 野口 忠夫君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 矢野 登君  | 今泉 正二君 | 和田 静夫君  | 藤田 正明君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 片山 正英君 | 河本嘉久蔵君 | 堀山威一郎君  | 小笠 公昭君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 斎藤 十朗君 | 宮田 輝君  | 亘 四郎君   | 羽生 三七君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 藤川 一秋君 | 福岡日出磨君 | 戸叶 武君   | 小柳 勇君   |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 秦野 章君  | 夏目 忠雄君 | 栗原 俊夫君  | 安永 英雄君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 永野 嚴雄君 | 岡田 広君  | 吉田忠三郎君  | 福岡 知之君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 龜井 久興君 | 佐藤 信二君 | 山中 郁子君  | 秦 豊君    |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 斎藤栄三郎君 | 坂野 重信君 | 粕谷 照美君  | 片山 甚市君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 山東 昭子君 | 井上 吉夫君 | 小巻 敏雄君  | 安武 洋子君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |
| 中村 太郎君 | 遠藤 要君  | 内藤 功君   | 寺田 熊雄君  |        |        | 国務大臣   | 同日議長において、<br>予算委員                  |        |

同 夏目 忠雄君  
同 細川 護熙君  
議院運営委員 中村 登美君  
同 安孫子藤吉君  
同 森下 泰君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。  
災害対策特別委員 志苦 裕君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 小山 一平君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。  
建設委員会

理事 石破 二郎君 (坂野重信君の補欠)  
理事 土屋 義彦君 (中村碩二君の補欠)  
理事 赤桐 操君 (沢田政治君の補欠)  
予算委員会

理事 坂野 重信君 (梶木又三君の補欠)  
理事 園田 清充君 (高田浩運君の補欠)  
理事 中山 太郎君 (山内一郎君の補欠)  
理事 小柳 勇君 (小野明君の補欠)  
理事 竹田 四郎君 (森中守義君の補欠)

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。  
調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査  
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。  
一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中  
右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。  
昭和五十二年二月五日

参議院議長 河野 謙三殿  
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員藤井恒男君の辞任を許可しその補欠として左記の者を

選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

記

(第四順位) 柄谷 道一君  
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員藤井恒男君の辞任を許可しその補欠として左記の者を選任した旨裁判官弾劾委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
大蔵委員 藤田 進君  
運輸委員 吉田忠三郎君  
予算委員 戸塚 進也君

同 山本茂一郎君  
同 青井 政美君  
同 堀内 俊夫君  
同 上條 勝久君  
同 高橋 邦雄君  
同 高田 浩運君  
同 夏目 忠雄君  
同 細川 護熙君  
同 中村 登美君  
同 安孫子藤吉君  
同 森下 泰君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
大蔵委員 吉田忠三郎君  
運輸委員 藤田 進君  
予算委員 安孫子藤吉君  
同 熊谷太三郎君  
同 高田 浩運君  
同 夏目 忠雄君  
同 森下 泰君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 大塚 喬君  
同 神沢 淨君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 大塚 喬君  
同 神沢 淨君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 大塚 喬君  
同 神沢 淨君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。  
議院運営委員 世耕 政隆君  
同 岩本 政一君  
同 戸塚 進也君  
同 上條 勝久君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
決算委員 堀内 俊夫君  
議院運営委員 高橋雄之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
決算委員 藤川 一秋君  
議院運営委員 堀内 俊夫君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
運輸省設置法の一部を改正する法律案  
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案  
内閣委員会に付託  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
外務委員会に付託  
去る九日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。  
災害対策特別委員 松本 英一君  
同 宮之原貞光君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 大塚 喬君  
同 神沢 淨君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 大塚 喬君  
同 神沢 淨君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。  
災害対策特別委員会 小山 一平君 (宮之原貞光君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

去る十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。  
災害対策特別委員 神沢 淨君  
同 大塚 喬君  
同 春日 正一君  
同 柄谷 道一君  
同 三治 重信君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。  
災害対策特別委員 宮之原貞光君  
同 松本 英一君  
同 堀田 大願君  
同 三治 重信君  
同 柄谷 道一君

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。  
委員派遣承認要求書  
一、目的 豪雪地帯における雪害の実情を調査し、もつて災害対策樹立に関する調査に資する。  
一、派遣委員 辻 一彦 上條 勝久  
同 小山 一平 藤原 房雄  
同 堀田 大願 三治 重信  
一、派遣地 新潟県 富山県 石川県 福井県  
一、期間 二月十五日から同月十八日まで四日間  
一、費用 概算二九〇、四〇〇円  
右の通り議決した。よつて参議院規則第八十

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

条の二により承認を求めます。

昭和五十二年二月十日

災害対策特別委員長 辻 一彦

参議院議長 河野 謙三殿

同日議長は、アリア・ジョルダン・ハシムット  
王国王妃の逝去に対して弔意を表するため、フセ  
イン同国王宛、左の弔電を発送した。

アリア王妃陛下の突然の訃報に接し誠に哀惜の  
念に堪えません。ここに参議院を代表してつづ  
しんで心から哀悼を表します。

去る十二日議長は、ファクルディン・A・アーム  
ド・インド大統領の逝去に対して弔意を表するた  
め、パサッパ・D・ジャティ同国王上院議長宛、左  
の弔電を発送した。

ファクルディン・A・アームド大統領閣下の  
突然の訃報に接し誠に哀惜の念に堪えません。  
ここに参議院を代表してつづしんで心から哀悼  
の意を表します。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

決算委員

土屋 義彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

決算委員

坂元 親男君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸  
棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と  
大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部  
の共同開発に関する協定の締結について承認を  
求めるの件

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法  
の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託し  
た。

文部省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

法務委員

安永 英雄君

文教委員

小野 明君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

法務委員

小野 明君

文教委員

安永 英雄君

同日委員会において選任した理事は左の通りであ  
る。

文教委員会

理事 中村 登美君 (久保田藤麿君の補欠)

理事 山崎 竜男君 (内藤三郎君の補欠)

理事 松永 忠三君 (久保田君の補欠)

同日議長から左の議案が提出された。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施  
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休  
業に関する法律等の一部を改正する法律案 (宮  
之原貞光君外二名発議)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員戸田菊雄君提出第七十八回国会全  
国金属労働組合とその組合員に対する不当労働  
行為に関する質問に対する答弁書の補足

同日内閣から、左記の者の北海道開発審議会委員  
としての任期は、本月十六日満了となるので後任  
者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもって厚  
生省医務局長事務代理中野徹雄君は同事務代理を  
解かれたのでその政府委員としての資格を失つた  
旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国  
会政府委員に任命することを承認した旨回答し  
た。

記

参議院議員

岩本 政一

同

町村 金五

厚生省医務局長 石丸 隆治君

同日内閣総理大臣から議長宛、厚生省医務局長石  
丸隆治君 (同日議長承認) を第八十回国会政府委員  
に任命した旨の通知書を受領した。

去る十六日内閣から予備審査のため左の議案が送  
付された。

地方税法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部  
を改正する法律案

沖繩及び北方問題に関  
する特別委員会に付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法  
律の一部を改正する法律案

公職選挙法改正に関す  
る特別委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆  
議院に送付した。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施  
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休  
業に関する法律等の一部を改正する法律案 (宮  
之原貞光君外二名発議)

同日議長から左の質問主意書が提出された。

農業振興地域の整備に関する法律によつて指定  
された農業振興地域と都市計画税の関係に関す  
る質問主意書 (栗原俊夫君提出)

去る十七日衆議院から左の議案が提出された。よ  
つて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金につ  
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法  
律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託  
した。

律案 (大蔵委員長提出)

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

地方行政委員

文書委員

文教委員

社会労働委員

同

運輸委員

同

予算委員

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

地方行政委員

文書委員

文教委員

社会労働委員

同

運輸委員

同

予算委員

同

同

同

同日議長は、十七日逝去された元参議院副議長松  
嶋喜作君に対し左の弔詞を贈呈した。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚

同日議長は、十七日逝去された元参議院副議長松  
嶋喜作君に対し左の弔詞を贈呈した。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚

同日議長は、十七日逝去された元参議院副議長松  
嶋喜作君に対し左の弔詞を贈呈した。

につとめられました従三位勲二等松嶋喜作君の  
長逝に対しついで哀悼の意を表しうやうや  
しく弔詞をささげます

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもって警  
察庁長官官房長鈴木貞敏君は同刑事局長に、警察  
庁長官官房会計課長金沢昭雄君は同警務局人事課  
長に、警察庁交通局長勝田俊男君は関東管区警察  
局長にそれぞれ任命され、また同日付をもって警  
察庁刑事局長土金賢三君は退職したのでいずれも  
その政府委員としての資格を失った旨の通知書を  
受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国  
会政府委員に任命することを承認した旨回答し  
た。

警察庁長官官房長 山田 英雄君  
警察庁長官官房会計課長 大高 時男君  
警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君  
警察庁交通局長 杉原 正君

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

地方行政委員 森下 泰君  
社会労働委員 藤田 正明君  
同 鳩山威一郎君  
運輸委員 玉置 和郎君  
予算委員 木島 則夫君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

地方行政委員 鳩山威一郎君  
社会労働委員 玉置 和郎君  
同 森下 泰君  
運輸委員 藤田 正明君  
予算委員 三治 重信君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ  
て議長は即日これを委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及  
び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に  
充てるための一般会計からする繰入金等に関する

る法律案 大蔵委員会に付託

昭和五十年年度における道路整備費の財源の特例  
等に関する法律の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第一  
号)

予算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。

原子力基本法等の一部を改正する法律案

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸  
棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う  
石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特  
別措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

松くい虫防除特別措置法案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整  
備計画の変更について承認を求めるの件

農林水産委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日議員から左の質問主意書が提出された。

新東京国際空港公団が犯した航空法違反の無認  
可工事に関する質問主意書(案豊君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

農業振興地域の整備に関する法律によつて指定  
された農業振興地域と都市計画税の関税に關す  
る質問主意書(栗原俊夫君提出)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいの  
で、国家公務員法第五十一条の規定に基づき本  
院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月四日任期満了の島田興の後任)

愛川 重義

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に  
任命したいので、警察法第七十一条の規定に基  
づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十一年十二月十六日任期満了による再  
任)

池田 潔

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議  
会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社  
会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基  
づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月一日任期満了による再任) 圓城寺次郎

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委  
員長及び同委員に任命したいので、航空事故調査  
委員会設置法第六十一条の規定に基づき本院の  
同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(一月十日任期満了による再任)(委員長)

岡田 實

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働委員  
会委員に任命したいので、公共企業体等労働関係  
法第二十条第二項の規定に基づき本院の同意を求  
める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十一年五月二十七日任期満了による再  
任)

市原昌三郎

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働委員  
会委員に任命したいので、公共企業体等労働関係  
法第二十条第二項の規定に基づき本院の同意を求  
める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十一年五月二十七日任期満了による再  
任)

金子 美雄

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働委員  
会委員に任命したいので、公共企業体等労働関係  
法第二十条第二項の規定に基づき本院の同意を求  
める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十一年五月二十七日任期満了による再  
任)

中西 實

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働委員  
会委員に任命したいので、公共企業体等労働関係  
法第二十条第二項の規定に基づき本院の同意を求  
める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十一年五月二十七日任期満了による再  
任)

原田 運治

(同)

(同)

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房長  
山田英雄君外三名(二月十八日議長承認)を第八十  
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し  
た。

記

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

外務委員 田淵 哲也君

大蔵委員 栗林 卓司君

予算委員 最上 進君

同 夏目 忠雄君

同 田 英夫君

同 工藤 良平君

同 野田 哲君

同 青木 新次君

同 対馬 孝且君

同 多田 省吾君

同 岩間 正男君

同 渡辺 武君

同 市川 房枝君

同 堀出 啓典君

同 橋本 敦君

同 決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

外務委員 栗林 卓司君

大蔵委員 田淵 哲也君

予算委員 源田 実君

同 後藤 正夫君

同 瀬谷 英行君

同 片山 甚市君

同 秦 豊君

同 目黒今朝次郎君

同 赤桐 操君

同 堀出 啓典君

同 橋本 敦君

同 沓脱タケ子君

舟橋 尚道

峯村 光郎

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房長  
山田英雄君外三名(二月十八日議長承認)を第八十  
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し  
た。

記

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

外務委員 田淵 哲也君

大蔵委員 栗林 卓司君

予算委員 最上 進君

同 夏目 忠雄君

同 田 英夫君

同 工藤 良平君

同 野田 哲君

同 青木 新次君

同 対馬 孝且君

同 多田 省吾君

同 岩間 正男君

同 渡辺 武君

同 市川 房枝君

同 堀出 啓典君

同 橋本 敦君

同 決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

外務委員 栗林 卓司君

大蔵委員 田淵 哲也君

予算委員 源田 実君

同 後藤 正夫君

同 瀬谷 英行君

同 片山 甚市君

同 秦 豊君

同 目黒今朝次郎君

同 赤桐 操君

同 堀出 啓典君

同 橋本 敦君

同 沓脱タケ子君

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書 一〇八

決算委員 下村 泰君  
議院運営委員 多田 省吾君  
同 岩間 正男君  
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 三治 重信君  
公害対策及び環境保全特別委員 柄谷 道一君  
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 柄谷 道一君  
公害対策及び環境保全特別委員 三治 重信君  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案  
産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案  
炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣審議官 伊豫田敏雄君  
同 大橋 宗夫君  
内閣総理大臣官房総務審議官 今泉 昭雄君  
同 美野輪俊三君  
公正取引委員会事務局長官房審議官 水口 昭君  
警察庁刑事局保安部長 吉田 六郎君  
行政管理局長官官房審議官 加地 夏雄君  
防衛庁長官官房防衛審議官 渡邊 伊助君  
経済企画庁長官官房参事官 岡島 和男君  
同 柳井 昭司君  
同 水田 治雄君  
同 佐藤 兼二君  
科学技術庁原子力安全局次長 佐藤 兼二君

環境庁長官官房審議官 伊勢谷 三樹郎君  
環境庁企画調整局長 野津 聖君  
国土庁長官官房審議官 紀楚 孝典君  
法務大臣官房審議官 賀集 唱君  
外務大臣官房審議官 伊達 邦美君  
外務省アジア局長 大森 誠一君  
外務省経済局長 賀陽 治憲君  
外務省条約局外務参事官 村田 良平君  
大蔵大臣官房審議官 佐上 武弘君  
同 山内 宏君  
同 額田 毅也君  
同 徳田 博美君  
同 戸塚 岩夫君  
大蔵省理財局次長 吉岡 孝行君  
同 北田 榮作君  
同 金田 一郎君  
同 厚生大臣官房審議官 国川 建二君  
同 厚生省環境衛生局長 川田 則雄君  
同 農林大臣官房審議官 大伏 孝治君  
同 農林省構造改善局長 増田 基平君  
同 農林省農産局長 福澤 達一君  
同 通商産業大臣官房審議官 栗原 昭平君  
同 通商産業省通商政策局長 岡淵 直三君  
同 資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康君  
運輸大臣官房審議官 真島 健君  
運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君  
運輸省自動車整備部長 妹尾 弘人君  
運輸省航空局次長 大丸 令門君  
労働大臣官房審議官 松本 操君  
同 関 英夫君  
同 松尾 弘一君  
同 谷口 隆志君

労働省労働基準局長 山本 秀夫君  
労働省職業安定局長 細見 元君  
局失業対策部長 救仁郷 齊君  
建設省住宅局参事官 石原 信雄君  
自治大臣官房審議官 塩田 章君  
同 福島 深君  
同 自治省行政局公務員部長 石見 隆三君  
自治省行政局選挙部長 佐藤 順一君  
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣審議官伊豫田敏雄君外五十三名(同日議長承認)を第八十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日フェイン同国王より議長宛、左の謝電を受領した。

私の愛する妻の逝去に際し、貴下の真情溢れる御同情の御言葉をいただき、深く感謝いたします。

私の感謝をお受け下さるとともに、参議院の各位にもよろしくお伝え願います。

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)、昭和五十一年度特別会計補正予算(特第一号)及び昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)可決報告書

昭和五十年年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案可決報告書  
昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金について所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金について所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

昭和五十一年二月十五日

参議院議長 河野 謙三殿  
参議院議員戸田菊雄君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対する答弁書の補足を別紙のとおり送付する。

追つて、本答弁書の補足は、昭和五十一年十一月十九日内閣参質七八第一号により答弁した一から四までの質問事項についての調査結果であるから念のため申し添える。

参議院議員戸田菊雄君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対する答弁書の補足

一及び二について

質問の別紙に掲げられている企業のうち前回の答弁書において答弁を御猶予願つた日本スピンドル製造株式会社(以下「日本スピンドル製造」という。)は十九の企業に係る命令、判決又は決定の理由及び内容及び経過の概略並びにこれについての企業の対処の仕方は、次のとおりである。

1 日本スピンドル製造については、神戸地方裁判所尼崎支部は、昭和五十年六月三十日の決定で、全国金属労働組合兵庫地方本部日本スピンドル支部の組合員九名が行つた解雇効力停止等処分申請について、その申請を相当と認め、会社に対して、解雇の意思表示の効力を仮に停止する等の旨を命じ、また、同年十月九日、同年十二月十九日及び昭和五十一年九月十七日の各決定で、これら組合員九名が行つた昇給額及び一時金の支給等の仮処分申請(三件)について、いずれもその申請を相当と認め、会社に対して、各組合員に所定の金員を仮に支払うべき旨を命じた。会社は、これらのすべての決定に従つてしていると聞いている。

2 ゴール工業株式会社については、労働委員

会又は裁判所から命令、判決又は決定は出さ  
れていないと聞いている。

なお、徳島ゴルフ工業株式会社(以下「徳島  
ゴルフ工業」という。)については、徳島地方  
裁判所(以下「徳島地裁」という。)は、昭和五  
十年七月二十五日の決定で、総評全国金属  
労働組合徳島地方本部ゴルフ工業支部の組合員  
二十名が行った従業員地位保全仮処分申請に  
ついて、これら組合員の解雇は労働協約とし  
ての効力を有する人事同意約款に違反し無効  
であるとして、会社に対して、解雇の意思表示  
の効力を昭和五十一年六月三十日までの間停  
止する等の旨を命じ、また、昭和五十一年七  
月二十八日の決定で、同支部の組合員十四名  
が行った従業員地位保全仮処分申請につい  
て、その申請を一定の限度で相当と認め、会  
社に対して、これら組合員を従業員として仮  
に取り扱え等の旨を命じた。会社は、前者の  
決定については、これを不服として、昭和五  
十年八月二十二日、徳島地裁に異議申立てを  
行っているが、これらの決定に従っていると  
聞いている。

3 西日本重機株式会社については、福岡県地  
方労働委員会は、昭和五十年七月二十九日の  
命令で、会社が全国金属労働組合福岡地方本  
部博多古賀地域支部西日本重機分会の役員  
の会社構内におけるビラ配布について同役員に  
対し警告をしたこと及び夏季一時金の計算に  
当たりストライキを欠勤とみなして措置した  
ことについて、前者は正当な組合活動に対す  
る支配介入であり、後者はストライキに対す  
る制裁として行われた不利益取扱いであつ  
て、いずれも不当労働行為であると判断した  
うえ、会社に対して、組合活動への支配介入  
の禁止、不利益取扱いの是正等を命じた。会  
社は、この命令を不服として、同年九月十一  
日、福岡地方裁判所に取消訴訟を提起してお  
り、昭和五十一年十二月一日現在(以下単に

「現在」という。)ではこの命令を履行していな  
いと聞いている。

4 信和弁工業株式会社については、浦和地方  
裁判所は、昭和五十年十二月十一日の判決  
で、全国金属労働組合埼玉地方本部信和パ  
ルプ支部の組合員三十六名が行った従業員地位  
保全等仮処分申請について、合意解約等によ  
りこれら組合員の従業員としての地位は消滅  
したとの会社の主張は疎明がないとして、会  
社に対して、これら組合員が会社の従業員た  
る地位を有することを仮に定める旨を命じた  
が、賃金の仮払請求については、会社の事業  
は同支部の管理の下に操業されており、これ  
ら組合員は会社に対しては労務を提供してい  
ないとして、これを却下した。会社は、この  
判決に対し上訴をしないとい聞いている。

5 株式会社宮入バルブ製作所(以下「宮入バル  
ブ」という。)については、山梨県地方労働委  
員会(以下「山梨地労委」という。)は、昭和五  
十年五月二十四日の命令で、会社が総評全国  
金属労働組合山梨地方本部宮入バルブ支部  
(以下「宮入バルブ支部」という。)との団体交  
渉に際し会社側交渉委員の交渉権限に一定の  
条件を付したうえでこれに臨ませたこと及び  
会社が団体交渉継続中に労働協約を無視して  
個々の組合員に対し退職の要請・勧告を行つ  
たこと等について、前者は実質的な団体交  
渉の拒否であり、後者は宮入バルブ支部の組  
織の破壊、分断を意図した人員整理等であつ  
て、いずれも不当労働行為であると判断した  
うえ、会社に対して、右の交渉権限に付した  
条件を撤回し、代表取締役自ら又は権限ある  
交渉委員によつて誠意をもつて団体交渉を行  
うこと、労働協約を尊重し、希望退職の基準  
についても事前に宮入バルブ支部と協議して  
決めることとし、その協議の整わないまま退  
職募集を始め、かつ、退職を強要する等宮入  
バルブ支部の組織の破壊、分断を意図した人

員整理等により宮入バルブ支部の運営に支配  
介入してはならないこと等を命じた。会社  
は、この命令を不服として、同年六月十日、  
中央労働委員会(以下「中労委」という。)に再  
審査の申立てを行つたが、同年八月十一日こ  
れを取り下げたので、右命令は確定した。そ  
の後、この確定命令の履行に際し紛争があつ  
たが、昭和五十一年五月十五日、労使間に和  
解が成立し、その紛争も解決をみたとい聞  
いている。

また、山梨地労委は、昭和五十一年一月十  
四日の命令で、会社が団体交渉に応じつつ  
も、その日時を延引し、その時間、場所、交  
渉人員等について条件を付したこと等につい  
て、これは、会社の言動、団体交渉の経過  
トツプ交渉の経過等から総合的にみると、会  
社が誠意をもつて団体交渉に応じたとは認め  
られず、不当労働行為であると判断したう  
え、会社に対して、団体交渉に誠意をもつ  
て応ずべきこと、団体交渉の人員、時間及び  
場所については話し合いにより決定すべきこと  
等を命じた。会社は、この命令を不服とし  
て、同年二月十九日、甲府地方裁判所に取消  
訴訟を提起したが、同年五月十五日、労使間  
に和解が成立し、紛争が解決したため、同年  
六月十七日、右訴訟を取り下げたと聞してい  
る。

6 ジェコー株式会社(以下「ジェコー」とい  
う。)については、神奈川県地方労働委員会  
(以下「神奈川地労委」という。)は、昭和五十  
一年二月六日の命令で、会社が総評全国金属  
労働組合神奈川地方本部との団体交渉を拒否  
したことに伴い、同地方本部は労働組合法  
第七條第二号にいう「使用者が雇用する労働  
者の代表者」としての労働組合として団体交  
渉の主体たり得るものであること、交渉の申  
入れに係る事項等からして、会社の右団体交  
渉の拒否には正当な理由がなく、不当労働行

為であると判断したうえ、会社に対して、誠  
意をもつて団体交渉に応ずべきこと等を命じ  
た。会社は、この命令を不服として、同年三  
月一日、中労委に再審査の申立てを行つてお  
り、現在のところこの命令を履行していない  
と聞いている。

また、埼玉県地方労働委員会は、昭和五十  
一年五月一日の命令で、会社が総評全国金属  
労働組合埼玉地方本部との団体交渉を拒否し  
たことに伴い、同地方本部は独立した労働  
組合として団体交渉の当事者となり得るもの  
であること、交渉の申入れに係る事項等から  
して、会社の右団体交渉の拒否には正当な理  
由がなく、不当労働行為であると判断したう  
え、会社に対して、速やかに、かつ、誠意を  
もつて団体交渉に応ずべきことを命じた。会  
社は、この命令を不服として、同年二十九  
日、中労委に再審査の申立てを行つており、  
現在のところこの命令を履行していないと聞  
いている。

7 株式会社富田機器製作所(以下「富田機器  
製作所」という。)については、三重県地方労働委員会  
は、昭和五十一年二月十七日の命令で、会社  
の職制等の全国金属労働組合富田機器支部等  
に関する言動について、これは、同支部又は  
その組合員に対する中傷、誹謗、役員選挙投  
票・スト権確立投票への干渉等であり、不当  
労働行為であると判断したうえ、富田機器及  
び住友重機械工業株式会社(以下「住友重機  
工業」という。)に対して、右のような言動に  
よつて同支部の組織ないし運営に支配介入し  
てはならないこと等を命じた。富田機器は、  
この命令を履行していると聞いているが、住  
友重機械工業は、この命令を不服として、同  
年三月十二日、津地方裁判所に取消訴訟を提  
起しており、現在のところこの命令を履行し  
ていないと聞いている。

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号

質問主意書及び答弁書

8 オリエンタルチエン工業株式会社(以下「オリエンタルチエン工業」という。)については、石川県地方労働委員会(以下「石川地労委」という。)は、昭和五十一年三月六日の命令で、会社の職制等の総評全国金属労働組合石川地方本部オリエンタルチエン工業支部の組合員等に対する冒動について、これは、同支部組合員の臨時組合大会への出席の妨害、同支部からの脱退勧奨等であり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、陳謝文の揭示等を命じた。会社は、この命令を履行していると聞いている。

9 松田製線株式会社については、福島地方裁判所山支部は、昭和五十一年七月十九日の決定で、総評全国金属労働組合福島地方本部松田製線山工場支部の組合員十七名が行った従業員地位保全等仮処分申請について、これら組合員の解雇は、労働協約の解雇協議事項に違反し無効であると判断したうえ、会社に対して、これら組合員が会社に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める等の旨を命じた。会社は、この決定を不服として、同月二十三日、同地方裁判所山支部に異議申立てを行ったが、同年十月三十日、労働間に右解雇を撤回する旨の和解が成立したため、右申立てを取り下げたと聞いている。

10 株式会社本山製作所については、宮城県地方労働委員会は、昭和五十一年三月十九日の命令で、会社が、ロックアウトの解除に当たり、総評全国金属労働組合宮城地方本部本山製作所支部(以下「本山製作所支部」という。)の組合員に対し、原職場に就労することを拒み、設備作業内容等の労働条件が劣る別の工場に他の従業員から分離のうえ就労を命じたことについて、これは、本山製作所支部組合員を組合員であるが故に他の従業員と差別して不利益を与えようとするものであり、か

つ、本山製作所支部の組合活動を制限し、争議行為の効果を無に等しくして、その団結権及び団体行動権を侵害する支配介入であつて、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、本山製作所支部の組合員全員をロックアウト通告時の職務及び職場に復帰させ就労させるべき旨を命じた。会社は、この命令を不服として、同年四月七日、中労委に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

11 光洋精工株式会社(以下「光洋精工」という。)については、徳島地裁は、昭和五十一年九月二十九日の決定で、全国金属労働組合光洋精工徳島支部(以下「光洋精工徳島支部」という。)の組合員一名が行った従業員地位保全等仮処分申請について、その申請を相当と認め、会社に対して、右組合員を臨時従業員として仮に取り扱え等の旨を命じ、また、昭和五十一年三月二十六日の決定で、光洋精工徳島支部の組合員一名が行った従業員地位保全等仮処分申請について、その申請を相当と認め、会社に対して、右組合員が従業員たる地位にあることを仮に定める等の旨を命じ、さらに、同年七月二十九日の決定で、光洋精工徳島支部の組合員二百四十三名が行った現行労働条件等保全仮処分申請について、その申請の一部を相当と認め、会社に対して、これら組合員が変更された勤務時間及び休日等の定めに従つて就労する義務のないことを仮に定める等の旨を命じた。会社は、同年三月二十六日の決定については、これを不服として、同年五月二十六日、徳島地裁に異議申立てを行つており、この決定を含めすべての決定に従つていないと聞いている。

12 神鋼機器工業株式会社(以下「神鋼機器工業」という。)については、神戸地方裁判所明石支部は、昭和五十一年四月十日の決定で、総評全国金属労働組合鳥取地方本部神鋼機器

工業支部明石分会の施設使用妨害禁止等仮処分申請について、その申請を相当と認め、会社に対して、同分会及びその組合員が組合事務所等を組合活動のため使用することを妨害してはならない旨を命じた。本件については、同年十二月一日、労働間に和解が成立し、紛争は解決したと聞いている。

13 福井鋳造協業組合(以下「協業組合」という。)及び株式会社中防鉄工所(以下「中防鉄工所」という。)については、中労委は、昭和五十一年五月十九日の命令で、協業組合が行った総評全国金属労働組合福井地方本部中防鉄支部(以下「中防支部」という。)の組合員一名の採用拒否に関する労働組合側の再審査申立てについて、協業組合は、いまだで、その従業員の採用に当たつては、中防支部を脱退した者については全員採用していること、右組合員が総評全国金属労働組合福井地方本部(以下「福井地本」という。)及び中防支部結成の中心人物であることを協業組合の代表者らが知つていたこと等からして、右採用拒否は、協業組合が福井地本及び中防支部を嫌悪し、これらの委員長である右組合員のみを採用しなかつたものであり、不当労働行為であると判断したうえ、初審福井県地方労働委員会の命令の一部を取り消し、改めて協業組合に対して、右組合員を採用すべきことを命じ、また、会社側の再審査申立てについては、諸事実からみて、中防鉄工所等の言動は、中防支部を嫌悪し、その運営に介入するものであり、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当であるとして、これを棄却した。協業組合、中防鉄工所及び福井鋳造株式会社(以下「福井鋳造」という。)は、この命令を不服として、同年七月十日、東京地方裁判所に取消訴訟を提起しており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

14 日野車体工業株式会社(以下「日野車体工業」という。)については、次のような命令、判決及び決定が出されている。

(1) 中労委は、昭和五十一年七月十六日の命令で、会社(同年六月一日の合併前の金産自動車工業株式会社)の職制が金産自動車工業労働組合(当時の名称。以下「金産組合」という。)の組合員に対して行つた金産組合からの脱退と金産自動車工業新労働組合結成への参加又はそれへの加入に関する言動及び会社が日本労働組合総評議会全国金属労働組合(以下「全国金属」という。)との団体交渉を拒否したことについて、前者は、会社の意を体し、金産組合の弱体化又は壊滅を企図してなされたものであり、後者は、労働協約に団体交渉委任禁止事項が存在しているにも上部の労働組合の有する固有の団体交渉権を否定することはできないので、会社の団体交渉の拒否には正当な理由がなく、いずれも不当労働行為であると判

断したうえ、初審石川地労委の判断は相当であるとして、会社側の再審査申立てを棄却した。会社は、この命令を不服として、同年九月三十日、東京地方裁判所に取消訴訟を提起しており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

(2) 石川地労委は、昭和五十一年六月十九日の命令で、会社が行った日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部日野車体工業支部(以下「日野車体工業支部」という。)の組合員に対する出勤停止処分、配置転換命令及び配置転換等による職制上の地位の降職について、これらはいずれも組合活動等を理由とする不利益取扱いであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、出勤停止命令、配置転換命令等の取消し、原職復帰等を命じた。会社は、この命令を不服として、同年八月六日、中労委の再審査の申立てを行っており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

(3) 石川地労委は、昭和五十一年六月三十日の命令で、会社が日野車体工業支部の組合員一名の配置転換を行ない、これに草刈り作業や清掃作業を担当させたことについて、これは、同人が日野車体工業支部の組合員であることを理由とする報復的措置であり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、原職復帰等を命じた。会社は、この命令を不服として、同年八月六日、中労委に再審査の申立てを行っており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

(4) 金沢地方裁判所は、昭和五十一年七月三十日の決定で、日野車体工業支部の組合員三十五名が行った昭和五十一年十二月から昭和五十一年三月までの賃金引上げに伴う差額及び昭和五十一年冬季の一時金の支払を求め、

める仮処分申請について、日野車体工業支部が会社側の提案のうち「要結月から実施する」との条項について同意していないとしても右条項は従前の労使慣行に反するから会社は右賃金引上げに伴う差額等を支払わなければならないとの右組合員の主張は一応認めることができるとして、会社に対して、一名を除く右組合員に対し所定の金員を仮に支払うべき旨を命じた。会社は、この命令を履行していると聞いている。

(5) 東京都地方労働委員会(以下「東京労働委員会」という。)は、昭和五十一年九月七日の命令で、会社が全国金属との団体交渉を拒否したことについて、会社は日野車体工業支部にその上部の労働組合として日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部(以下「石川地本」という。)があり、更にその上部の労働組合が全国金属であることを知っていたにもかかわらず、会社が全国金属の団体交渉の申入れに対して個々の日野車体工業支部の組合員の全国金属への加入を立証せよと申し入れ、団体交渉に応じなかつたことは、上部の労働組合としての全国金属が有する固有の団体交渉権を否定するものであつて、団体交渉を拒否する正当な理由がなく、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、全国金属が申し入れる団体交渉を拒んではならない等の旨を命じた。会社は、この命令を不服として、同年十月八日、中労委に再審査の申立てを行っており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

15 株式会社東京スピンドル製作所(以下「東京スピンドル」という。)については、秋田県地方労働委員会は、昭和五十一年八月十七日の命令で、会社が行った総評議会全国金属労働組合秋田地方本部東京スピンドル支部の組合員七名の解雇について、これは、受注減少を機会に同支部の組合員を企業外に排除し、同支部を

弱体化しようとしたものであつて、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、これらの組合員の原職復帰等を命じた。会社は、この命令を不服として、同年九月十三日、中労委に再審査の申立てを行っており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

16 東京流機製造株式会社(以下「東京流機製造」という。)については、神奈川県労働委員会(以下「神奈川地労委」という。)は、昭和五十一年六月十八日の命令で、会社が総評議会全国金属労働組合神奈川地方本部東京流機支部(以下「東京流機支部」という。)との団体交渉において会社案を協議の余地のない最終的なものとして提示し、東京流機支部の意向にかかわらずこれを一定の期日から実施する旨通告したこと及び会社が事務繁多等を理由に組合費のチェック・オフについて廃止通知をしたことについて、前者は団体交渉において自説にのみ固執し、東京流機支部の意見に耳を傾ける柔軟な姿勢をいささかも示さないものであり、東京流機支部の団体交渉の申入れに誠意をもつて応じたものとは認め難く、後者は東京流機支部が神奈川県労働委員会へ不当労働行為救済申立てを行ったことに対する報復であり、東京流機支部の運営に介入するものであつて、いずれも不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、誠意ある団体交渉の実施、組合員のチェック・オフの廃止通知の撤回等を命じた。会社は、この命令を不服として、同年七月二十一日、中労委に再審査の申立てを行っており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

17 株式会社関ヶ原製作所については、命令判決又は決定は出されていない。  
18 株式会社新和工業所については、大阪府地方労働委員会は、昭和五十一年十二月二十五日の命令で、会社が行った企業閉鎖及び総評議会全国金属労働組合新和工業支部の組合員五名の

解雇等について、これは、同支部の組合員を企業から排除しようとして企業閉鎖に及び、更にこれを貫徹するために解雇等を行つたものであり、いずれも不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、これらの組合員の解雇がなかつたものとして取り扱うべきことを命じた。本件については、この命令の交付後、労使間で団体交渉が行われ、昭和五十一年七月八日、労使間に和解が成立し、紛争は解決したと聞いている。

19 船井電機株式会社(以下「船井電機」という。)については、徳島地裁は、昭和五十一年七月二十三日の判決で、徳島船井電機株式会社(以下「徳島船井」という。)の解散により解雇された総評議会全国金属労働組合徳島地方本部徳島船井電機支部の組合員十三名が行った船井電機及び徳島船井を相手方とする従業員地位保全仮処分申請について、徳島船井は実質上船井電機の製造部門にすぎず経済的には単一の企業体とみられるのみならず、現実にも船井電機は徳島船井の企業活動のすべての面にわたつて統一的に支配されており、本件解散もその指導と是認の下に行われたのであるから、偽装解散及び法人格否認の法理により、これら組合員の解雇は船井電機に対する関係では無効であり、これら組合員の徳島船井の従業員としての地位はその解雇と同時にそのまま船井電機に承継されたものといわなければならないと判断したうえ、右組合員が船井電機に対し従業員としての地位を有すること等を仮に定める等の旨を命じた。会社は、この判決を不服として、同年八月五日、高松高等裁判所に控訴していたが、同年十二月十八日、労使間に和解が成立し、紛争は解決したと聞いている。

三について

質問の別紙に掲げられている企業のうち前回の答弁書において答弁を御猶予願つた日本スピ

ンドルほか十九の企業に関する労働関係諸法規違反の申告や人権侵犯などの申告の件数及び処理状況の概略は、次のとおりである。

1 労働基準監督署に對する申告については、昭和五十年四月以降昭和五十一年十一月までの間に、日本スピンドル製造、徳島GOR工業、宮入バルブ、ジェエコー、オリエンタルチエン、光洋精工、神鋼機器工業、中防鉄工所、日野車体工業、東京スピンドル及び東京流機製造の計十一企業の事業場において労働基準法、労働安全衛生法等に違反する事実があるとして、それぞれの労働組合の役員等から所轄労働基準監督署に對し、計二十四件の申告が行われている。

所轄労働基準監督署においては、申告に係る事業場に対して臨検監督等を実施し、その結果、宮入バルブ、ジェエコー、光洋精工、神鋼機器工業、中防鉄工所及び日野車体工業の計六企業の事業場において、労働基準法第二十四条、第三十二条、労働安全衛生法第十三条等に違反する事実が認められたので、これら企業に對してこれを是正するよう勧告し、是正させたところである。

2 人権擁護機関に對する申告については、昭和五十年四月以降昭和五十一年十一月までの間に、日野車体工業及び東京スピンドルの従業員からそれぞれの所轄地方方法務局に對し、上司等から人権侵犯を受けた旨の申告が各一件あった。なお、同期間中に、宮入バルブ及び光洋精工の従業員からそれぞれ所轄地方方法務局及び所轄法務局に對し、各一件の人権相談があった。

所轄地方方法務局においては、申告に係る事実について調査を行った結果、日野車体工業に係る申告については、人権侵犯の事実が認められたので、昭和五十年八月五日「説示」として処理したところであり、また、東京スピンドルに係る申告については、現在、引き続

き調査中である。なお、宮入バルブに係る人権相談については、その内容が抽象的であつたので、所轄地方方法務局において、具体的な人権侵犯事実があればそれを申告されたい旨の助言し、同年七月十一日、人権相談事件の「助言」として処理し、また、光洋精工に係る人権相談については、所轄法務局において、当事者への助言によつて問題の解決が図られることになつたので、昭和五十一年五月十九日、人権相談事件の「助言」として処理した。

四について

全国金属又はその組合員による不当労働行為救済申立事件のうち現在各地方労働委員会に係属中のもの（質問の別紙に掲げられている企業に係るものを除く）は八十五件であり、その企業名、件数及び内容の概略は、次のとおりであると聞いている。また、これらの事件の大部分については、現在審問ないし審問後の手続が進められていると聞いている。

(1) 鎌倉光機株式会社について、一時金等の問題についての団体交渉の拒否等の問題に関する一件の事件がある。

(2) 株式会社山文製作所について、会社再建等の問題についての団体交渉の拒否等の問題に関する一件の事件がある。

(3) 太田商工株式会社について、組合員の配置転換等の問題に関する一件の事件がある。

(4) 山形小松重車株式会社について、組合員の配置転換、会社の職制による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(5) オリエンタルモーター株式会社について、組合事務所賃貸等の問題についての団体交渉の拒否等の問題に関する二件の事件がある。

(6) キング工業株式会社について、組合役員に對する懲戒処分等の問題に関する一件の事件がある。

(7) 株式会社松田製作所について、組合員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(8) 各和精機株式会社について、組合員に對する賃金引上げの差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(9) イースタンディーゼル工業株式会社、株式会社小松製作所は八社について、イースタンディーゼル工業株式会社の破産に伴う組合員全員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(10) 日産自動車株式会社について、組合員に對する賃金、昇格等の差別取扱ひ等の問題に関する三件の事件がある。

(11) 住友重機械工業について、チェック・オフに関する労使協定の履行等の問題に関する一件の事件がある。

(12) 中外電気工業株式会社について、組合員に對する賃金引上げ及び一時金支給の差別取扱ひ等の問題に関する二件の事件がある。

(13) 富士電機工業株式会社について、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(14) 株式会社上田製作所について、組合員の解雇の問題についての団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(15) 株式会社北辰電機製作所について、組合員に對する賃金引上げ及び一時金支給の差別取扱ひ、組合員の配置転換等の問題に関する六件の事件がある。

(16) 株式会社山崎機械について、組合員の解雇の問題についての団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(17) 共力電機株式会社について、組合員に對する懲戒処分等の問題に関する二件の事件がある。

(18) 日本ロール製造株式会社について、組合員に對する賃金の差別取扱ひの問題に関する一件の事件がある。

(19) クラウン株式会社について、会社の職制に

よる労働組合への支配介入の問題に関する一件の事件がある。

(20) 星崎電機株式会社について、組合員の解雇の問題についての上部の労働組合との団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(21) 北陸機械工業株式会社について、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(22) 海上電機株式会社について、組合員に對する昇格、昇給等の差別取扱ひの問題に関する二件の事件がある。

(23) 株式会社桂川製螺製作所について、会社の職制等による労働組合への支配介入、組合員に對する賃金、昇給等の差別取扱ひ等の問題に関する七件の事件がある。

(24) ヒロセ電機株式会社について、組合員に對する賃金、昇給等の差別取扱ひの問題に関する一件の事件がある。

(25) 中央銘板工業株式会社について、ガイドマンの導入等による労働組合への支配介入の問題に関する一件の事件がある。

(26) 株式会社三豊製作所について、組合員に對する賃金引上げ及び一時金支給の差別取扱ひ等の問題に関する四件の事件がある。

(27) 株式会社山崎機械及び株式会社松井商工について、株式会社山崎機械の倒産に伴う組合員全員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(28) 株式会社高見沢電機製作所について、組合員に對する昇給等の差別取扱ひの問題に関する一件の事件がある。

(29) 関刃物株式会社について、団体交渉のルールが確立されていないことを理由とする団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(30) 扶桑軽合金株式会社について、組合員に對する一時金支給の差別取扱ひ等の問題に関する一件の事件がある。

(31) 缶詰包装株式会社について、組合役員等に

対する退職要請等による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(32) 缶詰包装株式会社、兼松江商株式会社はか三社について、缶詰包装株式会社の操業停止等による組合員の不利益取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(33) 株式会社村上開明堂について、組合員に対する一時金支給の差別取扱い、組合員の配置転換等の問題についての団体交渉の拒否等の問題に関する二件の事件がある。

(34) 富士精器株式会社及び富士精工株式会社に於いて、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(35) 住吉ジゼル株式会社について、破産管財人には未払賃金等の支払の権限がないことを理由とする団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(36) 竹内鉄工株式会社について、組合員に対する昇給の差別取扱い等の問題に関する一件の事件がある。

(37) 日本サキエイト工業株式会社について、組合員に対する賃金引上げの差別取扱い等の問題に関する三件の事件がある。

(38) テイケイ気化器株式会社について、組合員に対する昇給及び一時金支給の差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(39) 丸善シン株式会社について、組合員に対する一時金支給の差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(40) 大阪事務能率株式会社及び大阪証券金融株式会社について、一時金の問題についての団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(41) 久世勝一弁護士について、大阪事務能率株式会社との団体交渉中における作業機械の搬出による労働組合への支配介入の問題に関する一件の事件がある。

(42) 大阪事務能率株式会社、大阪証券金融株式会社及び大阪電子計算株式会社について、賃金連配等の問題に関する一件の事件がある。

(43) ダイヤ化成工業株式会社及びベークライト商事株式会社について、組合員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(44) 株式会社企業計算センター及び三菱事務機械株式会社について、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(45) 国光製鋼株式会社について、組合員に対する賃金引上げ、一時金の支給等の不利益取扱いの問題に関する二件の事件がある。

(46) 関東亜鉛鍍金株式会社はか二社及び個人一名について、大阪亜鉛鍍金株式会社の倒産等による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(47) 共伸アルミニウム株式会社及び月本エパールミ株式会社について、会社解散決議による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(48) 株式会社杉本伸線圧延工業所について、会社解散に伴う組合員全員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(49) 浪華サドル株式会社及び新田商店について、組合員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(50) 平野金属株式会社について、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(51) 矢賀製作所株式会社について、組合員に対する賃金不払いの問題についての団体交渉の拒否等の問題に関する一件の事件がある。

(52) 株式会社大阪工作所について、組合員の解雇の問題に関する一件の事件がある。

(53) 日動安全株式会社(二社)及び個人三名について、倒産による業務の停止、組合員の懲戒解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(54) 株式会社桜井鉄工所について、組合員等の懲戒解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(55) 株式会社淀川プレス製作所及び株式会社アマダについて、組合員の配置転換、昭和五十一年の春季賃金引上げ等の問題に関する二件の事件がある。

(56) 甲南電機株式会社について、上部の労働組合の参加等を理由とする団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(57) 株式会社米村鉄工所について、倒産に伴う組合員全員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

(58) 有限会社花原鉄工所について、会社の自己破産宣告と経営者の失踪による団体交渉の拒否等の問題に関する一件の事件がある。

(59) 四国鉄工株式会社について、組合役員等に対する賃金の差別取扱い等の問題に関する一件の事件がある。

(60) 横山自動車整備工場について、組合員の解雇等の問題に関する一件の事件がある。

公共用地の取得に関する特別措置法の運用の実態に関する質問主意書

公共用地の取得に関する特別措置法の運用の実態に関する質問主意書

公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という)が昭和三十六年六月十七日に制定公布されてから、十五年余が経過した。そこで特措法の運用の実態に関する諸点について、建設大臣の御見解を賜りたい。

一 特措法が施行されて以来、現在に至るまで、同法第七条の規定により建設大臣が行った認定処分(以下「特定公共事業認定処分」という)に係る特定公共事業(以下「事業」という)について、

(1) 右認定処分の件数を特措法第二条の各号毎に示されたい。

(2) 右において、同法第二十条の規定による緊急裁決の申立てが行われた事業名とその申立ての年月日を、特定公共事業認定処分が行われた年月日を付して、同法第二条の各号に分類して示されたい。

(3) 右において、各事業が必要とする起業地の全域の取得が完成した年月日をそれぞれ示されたい。

(4) 緊急裁決の申立てが行われた事業のうち、緊急裁決が行われた事業名、緊急裁決の年月日及び同裁決に係る用地の全域の取得が完成した年月日をそれぞれ示されたい。

(5) 右において、緊急裁決に係る用地の取得が行行政代執行法の手続きによった事業は何か。

(6) 特定公共事業認定処分が行われたにもかかわらず、緊急裁決が行われていない事業があるが、これは如何なる理由によるか。

二 建設大臣による特定公共事業認定処分が行われたのは、新東京国際空港第一期建設事業(以下「本件事業」という)を除くと、昭和三十七年から昭和四十一年までの五年間であると聞く。

(1) 特措法が施行されて以来、現在に至る迄の特定公共事業認定処分の件数を年毎に示されたい。

(2) 本件事業を除くとして、最後に行われた特定公共事業認定処分に係る事業名と年月日を示されたい。

(3) 昭和四十年代といえ、高度経済成長政策のまっただ中であつて、大々的に公共事業が行われたにもかかわらず、昭和四十一年八月以降、本件事業を除けば、特定公共事業認定処分がまったく行われていないのは如何なる理由によるのか。

(4) 右において、特措法自体に問題があるとする

昭和五十二年二月二十二日 参議院会議録第五号

質問主意書及び答弁書

れば、それは何か。

(5) 右において、特措法を所管し、維持管理に責任を負う計画局総務課では、どのような対策がとられたか。

(6) 右において、特措法の改正が行われなかった理由は何か。

三 本件事業に係る特定公共事業認定処分(以下「本件処分」という)について、当局、建設省大臣官房文書課長として、事務局内部での再審査を担当した河野正三、国土庁官房長は、特措法について法律学者の間で憲法違反の疑いがある指摘されていたのではないのか、という問いに対して、「元来が、できた当時から相当むづかしい法律ですから、反対の学者の方もおられるという話は聞いてはおりました」と答えている。

(1) 特措法が日本国憲法との間で問題が生ずる可能性があるとすれば、どのような点がどのような理由で問題となり得るのか。

(2) 法律学者の指摘した特措法に係る憲法違反の疑いとは、具体的にどのようなことだったのか。

(3) 特措法が相当むづかしい法律であるとするのは、どのような点がどのようにむづかしいとされたのか。具体的かつ詳細に示されたか。

(4) 特措法に反対した学者の、反対の理由は何かであつたのか。

(5) 右において、どのような対策がとられたのか。学者の反対は一方的に無視されたのか。

(6) 特措法に対する憲法違反という指摘と、本件事業を除き昭和四十一年八月以降特定公共事業認定処分が行われなかった事実との間には、何か関係もあるのか。どのような関係か。

四 特措法第四節は、土地収用法第二十條の規定による事業の認定(以下「事業認定処分」という)を受けている事業の特定公共事業認定処分について、特例を認めている。

(1) 現在迄に建設大臣により行われた特定公共事業認定処分のうち、特措法第四節の規定が発動された事業名、特定公共事業認定処分が行われた年月日及び事業認定処分が行われた年月日を、特措法第二條各号に分類して示されたい。

(2) 右において、特定公共事業認定処分に係る起業地と、先行した事業認定処分に係る起業地とで異なる事業があれば、その事業名、異なる内容及び異なる理由を、それぞれ示されたい。

五 特定公共事業認定処分に対し、取り消し又は無効確認の訴え(行政訴訟)の提起された事業名、訴えの提起された年月日、結末につき、それぞれ示されたい。

六 昭和三十七年二月より始まった一連の特定公共事業認定処分は、昭和四十一年七月で一応終了しているが、本件処分だけが、何故か昭和四十五年十二月と飛び離れ、孤立して行われている。どこか本件処分には無理があるのではないかと考えたので、質問主意書を提出したところ、内閣参事七八第一〇号なる答弁書(以下「答弁書」という)の送付を受けた。しかし答弁書の回答では不十分・不明確な点が多いので、以下、再度問題点を質したい。

まず本件処分には何らの瑕疵がないと回答されているが、

(1) 本件処分の無瑕疵性についての判断は、本回答にあつて、本件処分を再審査した上でのものか、それとも本件処分は、処分的に適正に行われたはずであるから、瑕疵がないとするのか、どちらか。

(2) 右において、再審査したのであれば、その事務を担当した事務局は、計画局総務課か。

(3) 右において、再審査を担当した総務課長、再審査を主査した総務課長補佐はそれぞれ誰か。氏名を示されたい。また再審査に要した時日はどれ程か。

(4) 本件処分には何らかの瑕疵があつた場合の措置については、回答がないが、回答を避けた理由は何か。

(5) 本件処分には何らかの瑕疵があつた場合の措置につき、次により示されたい。

(イ) 事務局内部で判明した場合。

(ロ) 事務局内部で判明したもの、外部に漏洩した場合。

(ハ) 外部から指摘された場合。

七 新東京国際空港建設事業に対する事業認定処分を担当した計画局総務課長は、河野正三氏であり、同処分を主査した同課長補佐は、未沢善勝氏とのことであるが、本件処分を担当した計画局総務課長及び同処分を主査した同課長補佐は、それぞれ誰か。その氏名を示されたい。

八 本件事業に係る起業地には、現在に至るもその所有権又は占有権の未取得のものが残されているが、

(1) これら権利の未取得に係る用地の広さ、未取得の権利の内容及び未取得の理由を権利者の氏名とともにそれぞれ示されたい。

(2) これら未取得用地の取得の予定時期、その予定を可能とする根拠及び取得の方法を、未取得用地毎にそれぞれ示されたい。

(3) ちまたでは本年十一月の成田開港が喧伝されているが、これら未取得用地を残したまま開港が可能なのか。

(4) これら未取得用地の右成田開港に及ぼす影響は、それぞれどのようなものか。

(5) これら未取得用地を本件事業の起業地に含めたのは誤りだったのか。誤りでないとするなら、未取得用地を残したまま成田開港が可能となる事実を、起業地計画に關し特措法上どのように説明するのか。本件処分に係る起業地の範囲は何故適正であつたと言えるのか。

(6) これら未取得用地について、特措法第二十條の規定による緊急裁決の申立てを行わなかった理由は何か。

(7) これら未取得用地について、土地収用法第三十九條の規定による裁決の申請及び同法第四十七條の三の規定による明渡裁決の申立ての行われた年月日を、未取得用地毎にそれぞれ示されたい。

(8) 右において、裁決の申請又は明渡裁決の申立てが現在行われているものがあれば、その理由をそれぞれ示されたい。

(9) 事業認定処分に係る起業地にしても、特定公共事業認定処分に係る起業地にしても、その範囲は必要最小限でなければならないのではないのか。必要最小限でなくてもよいとするならその理由は何か。

九 答弁書では、本件処分に係る事業計画には、航空保安施設及び航空機給油施設が含まれていないとしているにもかかわらず、本件事業は東京地区における航空輸送及びその安全性を確保することになる旨回答している。本件処分をなすにあたり、

(1) 東京地区における航空輸送を確保するためには、航空機給油施設の設置が必要不可欠であるとの説明は、新東京国際空港公団(以下「公団」という)から受けなかつたのか。何故か。

(2) 東京地区における航空輸送を確保するためには、ジェット燃料(航空燃料)の安定供給が必要不可欠であるとの説明は、公団から受けなかつたのか。何故か。

(3) ジェット燃料の安定供給を確保するために、航空機給油施設の設置が必要不可欠であるとの説明は、公団から受けなかつたのか。何故か。

(4) 航空輸送を確保する、或いは、航空機が飛行するにはジェット燃料が必要であるということを知っていたのか。それとも知らなかつたのか。

(5) 東京地区における航空輸送の安全性を確保するためには、航空保安施設の設置が必要不可欠であるとの説明は、公団から受けなかつたのか。何故か。

可欠であるとの説明を公団から受けなかつたのか。何故か。

(6) 東京地区における航空輸送の安全性を確保するためには、航空機の運航について、計器飛行方式が前提となつてゐるという説明は、公団から受けなかつたのか。何故か。

(7) 計器飛行方式を確保するためには、航空保安施設の設置が必要不可欠であるとの説明は公団から受けなかつたのか。何故か。

(8) 航空機が安全な離着陸や安全な出発・到着・待機飛行を行うには、夜間など視界の無いときはなおさらであるが、航空保安施設の援助が必要不可欠であるというを知つてゐたのか。それとも知らなかつたのか。

(9) 昭和四十一年十二月十二日、運輸大臣の指示した基本計画の4の工事完成の予定期限では、四千メートル滑走路に対応する諸施設の航空保安施設が含まれてゐるという説明は、公団から受けなかつたのか。何故か。

(10) 右基本計画では、四千メートル滑走路に対応する諸施設の中に航空保安施設が含まれてゐないが、四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設する本件事業では、四千メートル滑走路に対応する諸施設の中に航空保安施設が含まれてゐないことについて、建設大臣はどのような認識を持つてゐたのか。本件事業の公益性について、答弁書では、公団から「本件事業は、東京地区における航空輸送及びその安全性を確保し、同地区における社会的、経済的發展に寄与することとなるので、公益上重大な利害を有する事業である」との説明を受け、そのとおりであると判断したものである、と回答している。本件処分をなすにあたり、

(1) 本件事業が東京地区における社会的、経済的發展に寄与することになるものでないのならば、公益上重大な利害を有する事業にはならないということは判断できたのか。

(2) 本件事業が公益上重大な利害を有する事業とは判断できないのは如何なる場合か。その要件を具体的に示されたか。

(3) 本件事業が東京地区における航空輸送及びその安全性を確保するものでないのならば、同地区における社会的、経済的發展に寄与することにはならないということは判断できたのか。

(4) 本件事業が東京地区における社会的、経済的發展に寄与することになると判断できないのは、如何なる場合か。その要件を具体的に示されたか。

(5) 事業計画に航空保安施設及び航空機給油施設を欠く本件事業でも、東京地区における航空輸送及びその安全性を確保すると公団から説明を受けたのか。そして納得したのか。何故納得できたのか。

(6) それとも、公団に対し、本件処分に係る起業地計画に航空保安施設及び航空機給油施設を含めないよう指示してゐたのか。

(11) 本件事業の緊急性について、答弁書では、公団から「近年めざましい増大を示している航空輸送需要に対応し得なくなつてゐる東京国際空港の現状からみて、国際航空輸送需要に対処するため緊急に事業を施行することを必要とするものである」との説明を受け、そのとおりであると回答している。本件処分をなすにあたり、

(1) 東京国際空港が航空輸送需要に対応し得なくなつてゐるとは、需要増に対して供給（空港容量）が限界に達してゐることと解釈されるが、どのような空港容量により、その限界性が公団から説明されたのか。またそれにつきどのような判断をなしたのか。

(2) 供給に対する需要過多により空港容量が限界に達してゐるという点に対し、長期にわたつての航空需要に應ぜしめることはともかくとして、現在の空港容量を増加せしめるべく、暫定的にしろ東京国際空港を拡張するといふことが考えられるが、あえてこれが行われなかつたことについて、どのような説明を受けたのか。またこれにつきどのような判断をなしたのか。

(3) 一方、東京地区における長期にわたつての航空需要に應じるためには、東京国際空港を拡張、再開発することでは不適切であるとの説明は受けたのか。どのような理由で不適切とされたのか。またこれにつきどのように判断したのか。

(4) 東京国際空港をとりあえず拡張し、現在のC滑走路から羽田沖二キロのところに三千メートルのD滑走路を建設するという暫定措置を講じ、その後の機種の推移に応じ同滑走路を三千五百から四千メートルへと拡張することになれば、このような暫定措置により、少くとも本件事業に係る成田開港の予定時期を昭和四十六年四月より更に先に延ばすことができ、本件処分は緊急性の要件を欠くことになり、殊さら本件処分を急務と見做すこともよくなる事態もあり得たと思料されるが、この件につき公団からどのような説明を受けたのか。またこれにつきどのように判断したのか。

(5) 航空審議会が新東京国際空港に関する答申を出した昭和三十八年十二月十一日に、東京国際空港に関する建議を行つてゐる。この建議の中では「新空港の実現には、相当長期間を要するものと予想されるが、その間に増加する航空需要は、現在の羽田空港で処理せざるを得ない。そのためには、同空港を現在の儘で放置することは許されない」として、東京国際空港の使用効率の向上、即ち、空港容量の増大を建議してゐる。本件処分の緊急性と右建議との関係につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにつきどのように判断したのか。

(6) 友納武人千葉県知事（当時）が成田空港を受けるにあたり、佐藤首相が全面的に了承した四条件（昭和四十一年六月二十二日付）の一つ「不測の事態を避けるため、羽田空港の拡張を並行して行うべきこと」については、本件処分の緊急性との関係につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにつきどのように判断したのか。

(7) 昭和四十一年八月以降、本件処分を除けば特定公共事業認定処分が行われていないが、特措法を所管するものとして、特措法の発動を求めることについて、起業者等関係者に対し、どのような指導をし、又は態度をとつたのか。次の(4)(5)のうちより選ばれたい。

(4) 法定要件さえ充てば、公共用地の取得は特措法によりどんなに行へ。

(5) 法定要件を充すものであつても、回避可能な限り特措法は避けよ。やむなく特措法の発動を求めるにしても、代替措置や暫定措置を可能な限り追求するなどして慎重に事にあたれ。

(6) その他

但し(4)の場合は、その内容を具体的に示されたい。

(8) 右について、本件処分ではどのように対処したか。またその理由は何か。

(9) 航空輸送需要に対応し得なくなつてゐるとする東京国際空港に対し、国内航空輸送需要に対処するための飛行場の建設が別途考えられなかつたことについて、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにつきどのような判断をなしたのか。

(10) 一般に国際空港では当然のことながら、国内便もジョイント便を含め運航してゐるが、国際空港における国際便と国内便との適正配分について、公団からどのような説明を受けたか。またこれにつきどのような判断をなしたのか。

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号 質問主意書及び答弁書

(1) 東京国際空港では空港容量が限界に達しているといわれる中で、国内便が同容量(便数換算)の七割近くを占め、国際線の増便及び新規乗り入れを排除している。国際便よりも国内便の方が公益性が高いとする法律上の根拠につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにどのような判断をなしたのか。

ちなみに国内線用の空港建設には、特措法の発動は認められていない。

(2) 東京国際空港における需要増の内容及び原因につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれの正当性につき、どのように判断したのか。

十二 答弁書では、新東京国際空港建設事業が、東京地区における長期にわたつての航空需要に

応ずるとともに将来における主要な国際航空路線の用に供することを目的として、と回答している。本件処分をなすにあたり、

(1) 新東京国際空港建設事業が、東京地区における長期にわたつての航空需要に

応ずるとともに将来における主要な国際航空路線の用に供することを目的として、と回答している。本件処分をなすにあたり、

(2) 東京国際空港が航空輸送需要に対応し得なくなつてゐるということと同じ意味で、新東京国際空港が所要の航空輸送需要に対応し得なくなつてゐる時期について、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにどのような判断をなしたのか。

(3) 本件処分に係る事業計画には横風用C滑走路が含まれていないが、これにつきどのような説明を公団から受けたのか。またこれにどのような判断をなしたのか。

(4) 右横風用C滑走路の使用状況はどのように予想されていたのか。どのような根拠にもとづいてか。

(5) B滑走路が二千五百メートルしかなく、A

滑走路の代替とはなり得ないにもかかわらず、新東京国際空港建設事業が主要な国際航空路線の用に供することができるとする理由につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにどのような判断をなしたのか。

(6) 横風用C滑走路が必要となる状況とA滑走路が事故等により閉鎖(ランウェイ・クローズ)される状況との間の量的関係につき、公団からどのような説明を受けたのか。またこれにどのような判断をなしたのか。

昭和五十二年二月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議員豊田提出公共用地の取得に関する特別措置法の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員豊田提出公共用地の取得に関する特別措置法の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一 について  
(1) 現在までの特定公共事業の認定の状況は、次のとおりである。なお、特定公共事業の認定に係る事業が二以上の号に該当するものについては、主要な号によつて整理した。

- 第一号該当 八件
  - 第二号該当 十一件
  - 第三号該当 十一件
  - 第四号該当 十一件
  - 第五号該当 二件
  - 第六号該当 二件
  - 第七号該当 十四件
  - 第八号該当 三件
  - 第九号該当 一件
- (2) から(5)まで 緊急裁決の申立てが行われた事業の名称等は、次のとおりであり、エに掲げる事業については、緊急裁決に基づき行政代

執行が行われている。

ア 都市計画街路環状七号線築造工事

(イ) 特定公共事業の認定 昭和三十七年六月十二日

(ロ) 第四号該当

(ハ) 緊急裁決の申立て 昭和三十七年十二月十五日

(ニ) 緊急裁決 昭和三十八年二月十八日

(ホ) 右裁決に係る用地取得完了 昭和三十八年三月二十九日

(ヘ) 起業地の全域の用地取得完了 昭和三十八年三月二十九日

イ 中央線中野荻窪間線路増設工事

(ロ) 特定公共事業の認定 昭和三十八年五月十五日

(リ) 第二号該当

(ハ) 緊急裁決の申立て 昭和三十八年十二月二日

(ニ) 緊急裁決 昭和三十八年十二月二十六日

(ホ) 右裁決に係る用地取得完了 昭和三十九年二月三日

(ヘ) 起業地の全域の用地取得完了 昭和三十九年二月三日

ウ 松原下笠田ダム建設工事に伴う工事用道路及び下笠田ダム建設に伴う仮設備建設事業

(ロ) 特定公共事業の認定 昭和三十九年十月十九日

(リ) 第九号該当

(ハ) 緊急裁決の申立て 昭和四十年五月二十九日

(ニ) 起業地の全域の用地取得完了 昭和四十一年四月二十五日

エ 新東京国際空港第一期建設事業(以下「本件事業」という。)

- (イ) 第三号該当
  - (ロ) 緊急裁決の申立て 昭和四十六年二月三日
  - (ハ) 緊急裁決 昭和四十六年六月十二日
  - (ニ) 右裁決に係る用地取得完了 昭和四十六年八月十二日
  - (ホ) 起業地の全域の用地取得完了 未完了
  - (ヘ) 特定公共事業の認定を受けた事業のうち緊急裁決の申立てが行われていないものがあるのは、その必要がなかったからと思われる。
- 二 について  
(1) 特定公共事業の認定の年次別の状況は、次のとおりである。
- 昭和三十七年 十三件
  - 昭和三十八年 十七件
  - 昭和三十九年 十三件
  - 昭和四十年 四件
  - 昭和四十一年 三件
  - 昭和四十二年 一件
- (2) 豊中市計画千里丘陵住宅地区新住宅市街地開発事業であり、その認定年月日は昭和四十一年七月二十一日である。
- (3) から(6)まで 昭和四十一年八月以降、本件事業を除いては特定公共事業の認定の申請がないため認定が行われていないものである。なお、公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という。)については、特段の問題はなく、改正の必要はないと考えている。
- 三 について  
特措法は、日本国憲法に違反するものではないと考える。
- 特措法の制定当時、特措法に定める緊急裁決制度が日本国憲法第二十九条第三項にいう「正当な補償」に適合するものと解し得るか否かという点が議論されたが、通説及び判例は、「正当な補償」とは必ずしも損失の補償が取用に先立つてあるいは財産の供与と交換的に同時に履行されなければならないことを意味するもので

はないとする見解であつた。  
四について

(1) 御質問に係る事業の名称等は、別表のとおりである。

(2) 次の二事業について起業地の範囲が異なっているが、これは、(4)については附帯工事部分、(5)については第一期工事に係る部分を、それぞれ起業地として特定公共事業の認定を行つたためである。

(4) 松原下室両ダム建設工事に伴う工事用道路及び下室ダム建設に伴う仮設備建設事業

(5) 本件事業

五について  
本件事業について、特定公共事業の認定処分取消請求訴訟が昭和四十六年三月二十八日に提起され、現在、東京地方裁判所において係属中である。

六について

(1) から(3)まで 本件処分時の担当者から事情を聴取した結果、瑕疵がないと判断したものであり、特に再審査を行つてはいない。  
(4) 及び(5) 昭和五十一年十一月二十六日付け内閣参賀七八第一〇号において答弁したとおり、何ら瑕疵がないものと考える。

七について

本件事業に係る特定公共事業の認定(以下「本件処分」という)時の担当課長は機原利嗣であり、担当課長補佐は城野好樹であつた。

八について

(1) から(5)まで 本件事業に係る起業地内の土地については、ほとんど確保している。なお、空港建設の反対運動等により未取得である土地については、開港までに取得すべく鋭意努力中であると聞いている。

(6) から(8)まで 本件事業に係る起業地のうち、緊急裁決の申立てをした土地は、土地取得後施設の建設のため工事に相当な期間を要するので早急に取得する必要があつたこと等の理由により申し立てたものであると聞いてい

る。未取得用地については、土地収用法所定の期間内に裁決申請及び明渡裁決の申立てが行われている。

(9) 事業の認定及び特定公共事業の認定に係る起業地の範囲が事業に必要な限度に限られるべきことは、当然である。

九について

(1) から(9)まで 本件処分に当たつては、いずれも新東京国際空港公園(以下「公園」という)から説明を受けている。

10 本件事業に係る申請は、適法なものであると考えた。

十について

(1) から(4)まで 本件事業は、昭和五十一年十一月二十六日付け内閣参賀七八第一〇号において答弁したとおり、公益上重大な利害を有する事業である。

(5) 及び(6) 航空保安施設用地及び航空機給油施設用地については、公園から別途確保する旨の説明を受けたものであり、これらの施設用地を本件処分に係る起業地に含めないよう指示したことはない。

十一について

(1) 東京国際空港における航空機の発着回数は、昭和四十四年度において約十五万二千回に達し、同空港の処理能力回数年間約十三万八千回を超え、減便等の措置を講じざるを得なくなり、航空旅客の利便を著しく阻害することとなつておりと説明を受け、そのとおりであると判断した。

(2) 及び(4) 御指摘のような東京国際空港の拡張構想は、工事の施行が容易でなく、東京湾における港湾計画、船舶航路に重大な影響を及ぼすため、多大の困難を伴うものであり、かかる困難を考慮すれば新東京国際空港開港までの暫定措置として実現できるようなものではないとの説明を受け、そのとおりであると

判断した。

(3) 本件事業は、四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設する事業であり、本件処分に際し公園から東京地区の長期的な航空輸送需要及びその対策については改めて説明を受けなかつた。

(5) 及び(6) 東京国際空港については、B滑走路の延長、エプロンの増設等の措置を講じつつあるが、これらが完了しても昭和四十六年には航空輸送需要に対応できなくなるので、本件事業は緊急を要するとの説明を受け、そのとおりであると判断した。

(7) 及び(8) 特措法に基づく特定公共事業の認定は、それを必要とする場合に限り行ふべきであると考え、そのように対処してきた。

(9) から(11)まで 新東京国際空港公園法に基づき、東京地区における長期にわたつての航空輸送需要に応ずるとともに、将来における主要な国際航空路線の用に供することを目的とする新東京国際空港を公園が建設すべきこととされている旨公園から説明を受けた。

12 東京国際空港における乗降客数は、昭和四十四年度において国内線約六百三十万人、国際線約二百二十五万人、合計約八百五十五万人に達しており、経済の成長、国際交流の進展、航空機材の技術革新等を背景に、更に今後必要が増大するものと考えられる旨の説明を受け、そのとおりであると判断した。

十二について

(1) (2) 及び(5) 本件事業は、四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設する事業であり、本件処分に際し公園から東京地区の長期的な航空輸送需要及びその対策、新東京国際空港が航空輸送需要に対応しえなくなる時期並びにB滑走路の機能については改めて説明を受けなかつた。

(3) (4) 及び(6) C滑走路は、横風が強い場合及び主滑走路が事故等で閉鎖された場合に補助

的に使用するための施設であつて、その使用頻度は少ないと考えられるので、当面は他の空港を利用して運用する予定である旨の説明を受け、了解したものである。

第三号中正誤

ページ 段行 誤 正  
三 四 終わり  
二 徹底 徹底

昭和五十二年二月二十二日 参議院會議録第五号

一二八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四一(代)